

第4章 プランの内容

第4章 プランの内容

基本目標1 男女平等の意識づくり

施策の方向 1-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の意識づくり

現状と課題

男女の役割分担にはさまざまな形態があり、それが、それぞれの個人や家族が主体的に選択したものであれば尊重されるべきものですが、性別だけを理由に、その役割分担を望まない人にまで押し付けることは、生き方について選択肢を狭め、不平等感を生むことにつながるおそれがあります。

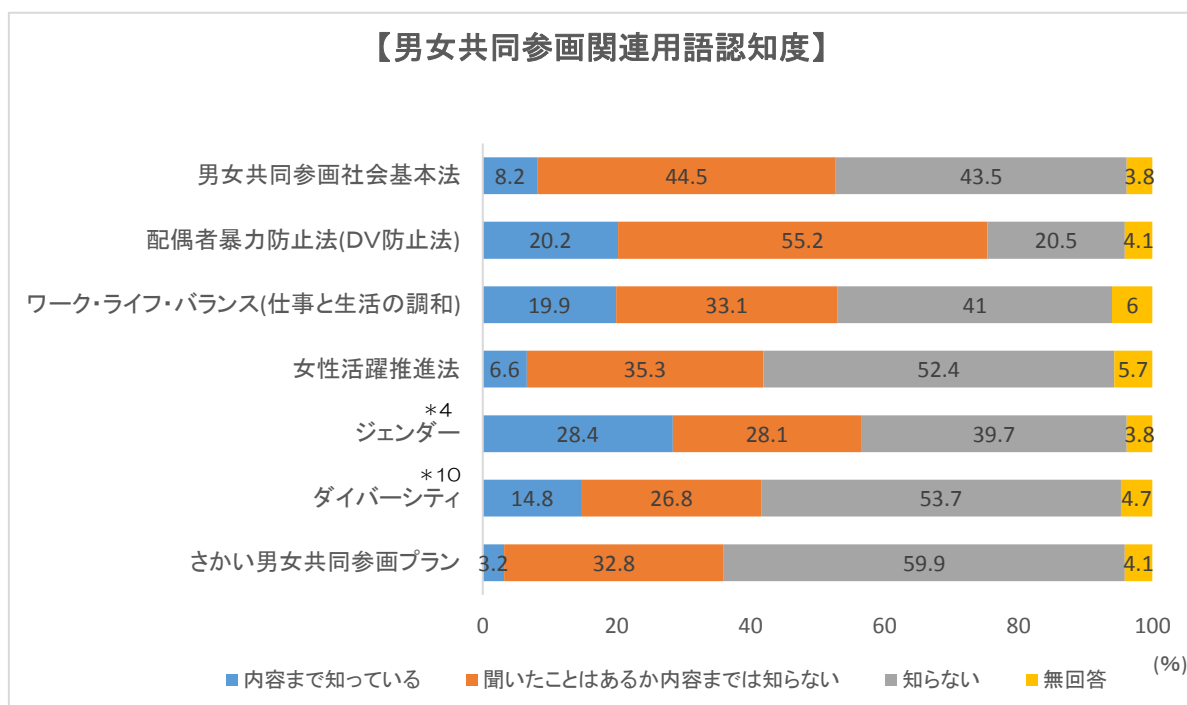
住民の意識調査では男女の地位の平等感について5年前の調査と比べて依然として男性優位の割合が高く、男女平等の意識には至っていません。男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要です。

家庭や地域、職場などさまざまな場で、社会制度や慣行などの中に不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていく必要があります。



① 男女共同参画の関連用語認知度

男女共同参画に関するアンケート調査（以下：住民アンケート）結果によると、男女共同参画関連用語の認知度で最も高かったのは「DV防止法」でした。次いで、「男女共同参画基本法」、「女性活躍推進法」となっています。「ダイバーシティ」や「さかい男女共同参画プラン」については5割以上が知らないという結果で認知度が低いことがわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

※4 ジェンダー

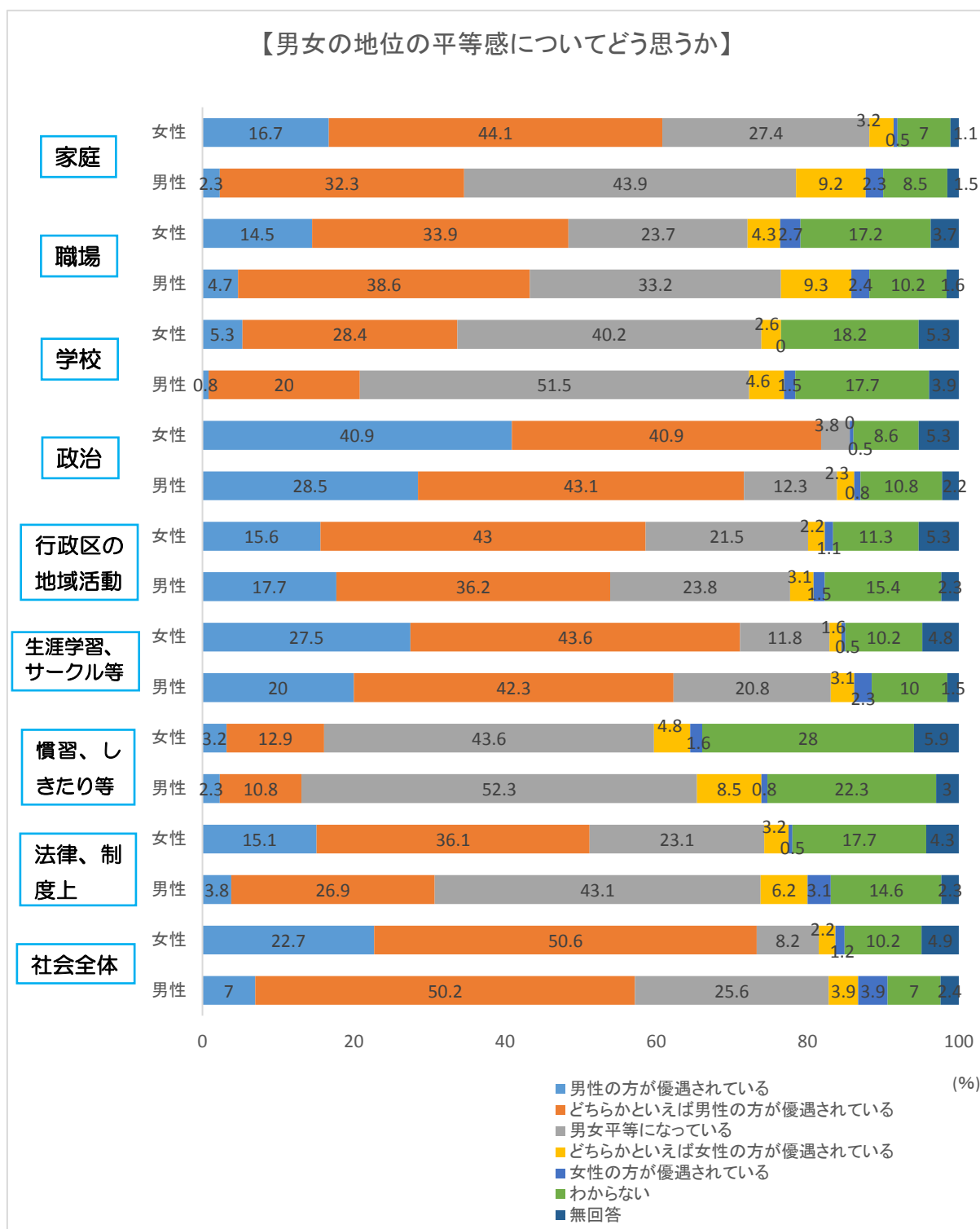
人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」・「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」ジェンダーという。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※10 ダイバーシティ

多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。もとは社会的マイノリティの就業機会拡大を意図して使われることが多かったが、現在は性別や人種の違いに限らず、年齢、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントについていう。企業などがダイバーシティを重視する背景には、有能な人材の発掘、斬新なアイデアの喚起、社会の多様なニーズへの対応というねらいがある。

② 男女の地位の平等感

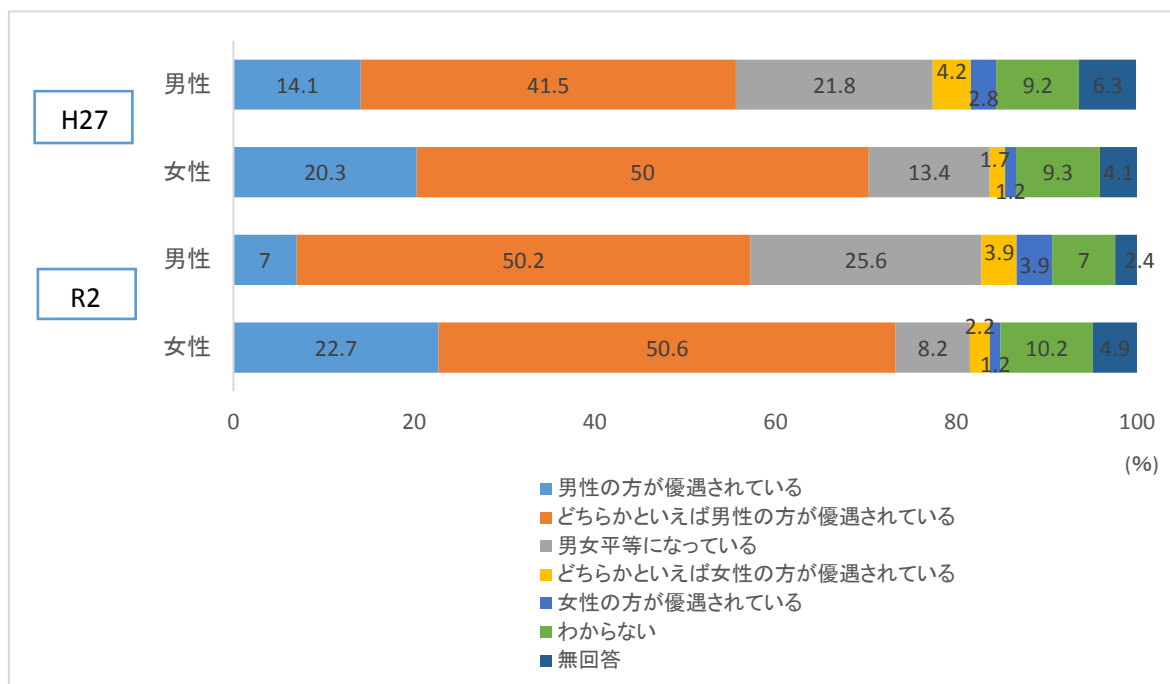
住民アンケート結果によると男女の地位の平等感については、「学校」や「慣習・しきたり等」において平等であるという割合が高くなっています。しかし、全体的に見ると男性が優遇されているという意識が高い傾向にあります。男女間でも意識に差があることがわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

③ 社会全体における男女の地位の平等感

社会全体における男女の地位の平等感は、前回の調査（平成27年実施）結果と比較すると依然として「男性が優遇されている」という考えが5割以上を占めています。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(平成27年)(令和2年)

施策	施策内容	担当
男女共同参画関連の意識啓発の充実	男女共同参画の理念や意義、男女共同参画に関する取り組みや関連法令について、町民一人ひとりの理解を深めていくことができるよう、広報紙やホームページ、イベント等で、効果的な情報提供啓発を行う。また男女共同参画に関する国・県・他市町村の情報収集と町民の意識・実態調査を実施し、継続的に調査・研究等を進める。	人権・協働ハーモニー室
男女共同参画関連の講演会等の開催	男女共同参画に対する関心を高め、意識向上を図るため講演会やセミナーを開催する。	人権・協働ハーモニー室
定期的な意識・実態調査の実施	5年ごとに男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権・協働ハーモニー室

施策の方向 1-2 男女共同参画社会を可能にする教育・学習の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきです。その基礎となるのが教育・学習です。人権尊重を基盤とした男女共同参画について理解を深めるために、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識するような学習機会の提供に努める必要があります。また、学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努めることが大切です。このため、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図ります。

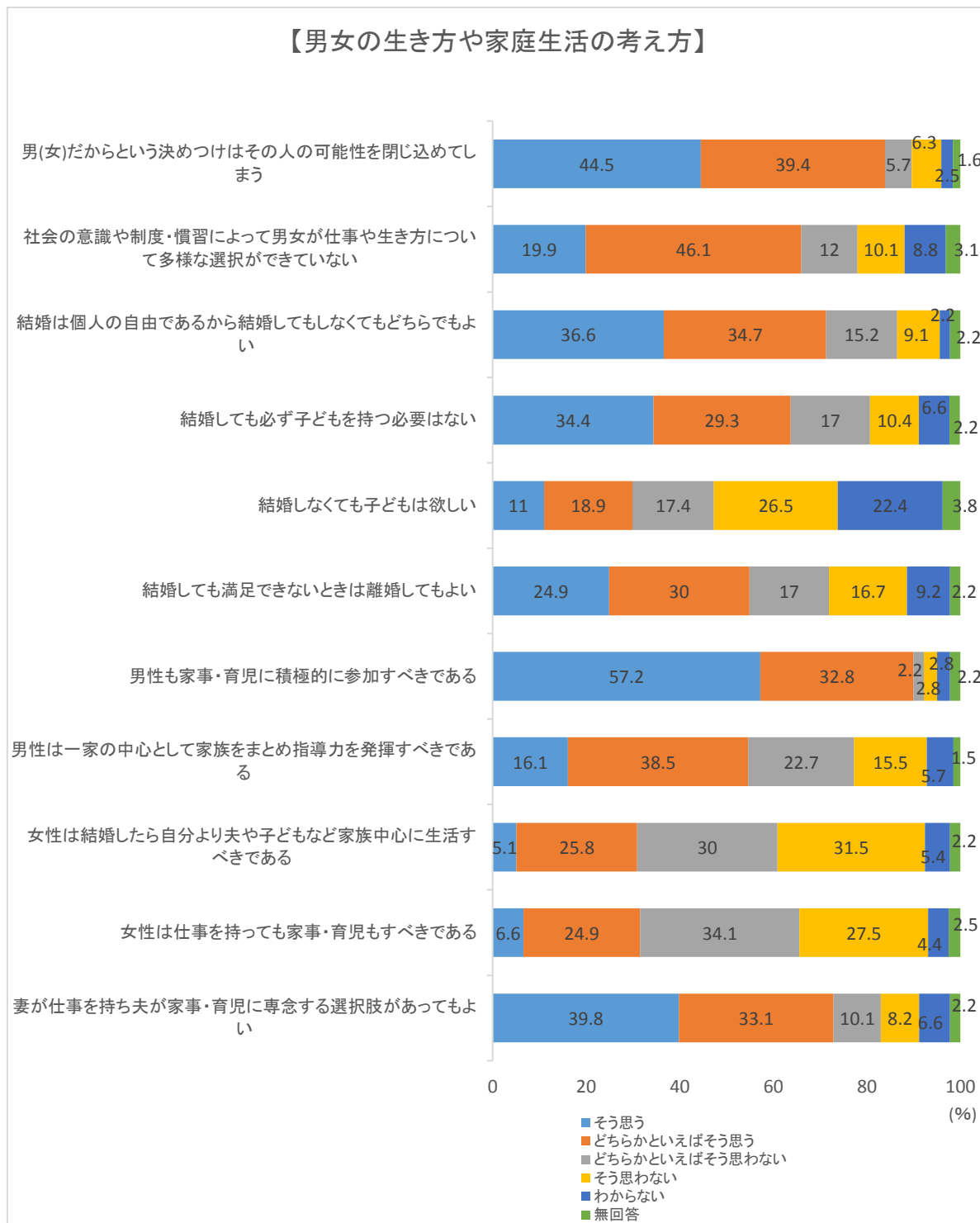
男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、各人が自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身につけるよう、キャリア教育等を促進する必要があります。

子ども達に性別による固定的役割分担意識を植え付けないために、学校教育や家庭・地域社会等あらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育や学習活動を推進する必要があります。



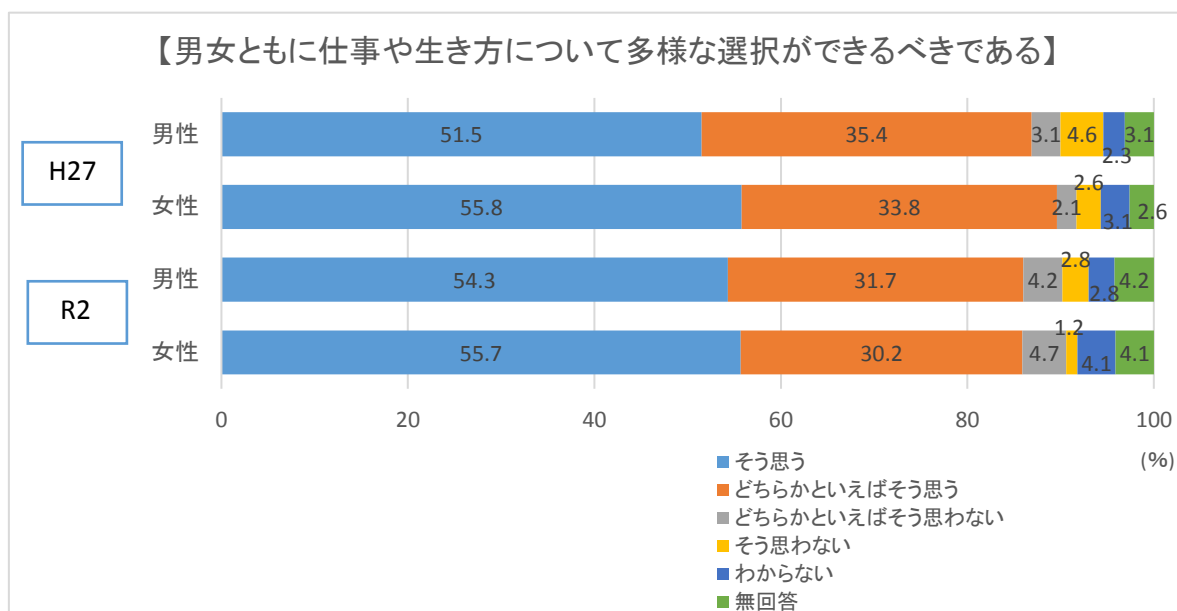
① 男女の生き方や家庭生活などに関する考え方

男女の生き方や家庭生活などに関する考え方では、住民アンケート結果によると、「男性も家事・育児に参加すべき」という考え方の割合が高くなっていきます。すべての人がさまざまな分野で活躍できる社会実現のためには、一人ひとりが考え方を変え、協力し合っていくことが大切です。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

- ② 男女ともに仕事や生き方について多様な選択ができるべきという考え方
 男女ともに仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきであるという考え方で、前回の調査（平成 27 年実施）結果と比較して、「そう思う」という男性の考えの値が高くなりました。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(平成 27 年)(令和 2 年)

施策	施策内容	担当
男女平等を推進する 保育、幼児教育の充実	子どもの人格形成は成長過程において大きな影響力を持っていることから、日常生活を通じて子どもが自然に男女平等意識を育むことができるような意識づくりのために、出産前の男女を対象に、両親学級や料理教室等を推進する。	健康推進室
男女共同参画をめざす教育・学習の推進	児童・生徒に対し教育活動を通して、男女平等や人権を尊重する意識を育てる。発達段階に応じて男女平等教育、健康や性に関する正しい知識を学習する機会を提供し、差別や偏見をなくすための人権教育や職業体験教育の拡充を図る。 小学生を対象とし、人権や男女共同参画についての出前授業を実施する。 人権について話し合い、考え、標語等を作成することで、人権を尊重する大切さや意識を育てる。	学校教育課 人権・協働ハーモニー室

施策の方向 1-3 男女共同参画を支える生涯学習の充実

現状と課題

近年の少子高齢化や情報化、価値観の多様化などの急速な社会変化は、人間関係の希薄化をはじめとして、豊かな心や充実した暮らしの喪失などの問題を生じさせています。町民一人ひとりが人権や男女共同参画に関して正しく理解し、考え、行動し、誰もが生き生きと輝くことのできる充実した生涯学習社会を創造することが求められています。

本町においては、公民館教室や自主グループのサークル活動、短期講座等をはじめとして、先進地視察や生涯学習フェスティバルの開催などを通じた生涯学習活動の場作りの充実に取り組んでおり、今後も継続的な実施と更なる充実を図っていく必要があります。また、誰もが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりが求められる今日、町民運動会をはじめとして様々な年代によるスポーツ大会や、気軽に楽しめるイベントの開催のほか、総合運動場やふれあいの里のグラウンドゴルフ場、ゲートボール場、サッカー場、ホッケー場、屋内テニスコート等のスポーツ施設を充実させ、施設の適正な管理・運営に努めていく必要があります。

施 策	施策内容	担 当
学習機会と内容の充実	町民の多様なニーズにこたえるため、働いている人でも参加できるように、夜間講座の開催や、講座・教室内容の充実、新規講座開設など、公民館利用の拡大を図る。また、自主的サークル活動等のため、公民館の貸出等の支援をする。講座等を通して、地域社会で交流・活躍する機会を実現する。	生涯学習課 まちづくり推進課 人権・協働ハーモニー室
スポーツ・レクリエーションイベント等の開催	子どもからお年寄りまで幅広く各種スポーツ大会やイベント等に参加ができるよう、情報を収集し提供に努める。また、各種スポーツ大会をはじめ、サイクリング・ウォーキング会、町民祭等の開催を支援する。	生涯学習課

施策の方向 1-4 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

現状と課題

夫婦や親しい男女間の暴力について、これまでは家庭内や個人的な問題として捉えられることが多く、このような風潮がさらに問題を内存化させ、被害者をより一層深刻な事態に追い込むという状況がありました。実際に住民アンケート調査結果でも、外部に「相談しようと思わなかった」という回答が2番目に多く、早急に改善されなければならない状況にあります。

男女が対等に社会で活躍するためには、暴力は絶対にあってはならないものです。暴力には、身体的なものに限らず、精神的なもの、性的なもの、デートDV^{*11}といわれる交際相手からのものもあり、絶対に許すことのできない人権侵害です。このような問題の背後にある女性軽視といったような性別による差別的な見方や考え方に気づき、これを改めていく必要があります。

近年では、多様な性のあり方への理解を広げるための動きが広がりつつありますが、性的マイノリティ^{*12}の方への差別や偏見の解消には至っていません。

男女の人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、啓発と、被害者保護・支援、相談窓口の周知等問題の解決に向けてのいっそうの取組が必要です。DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）等を個人の問題として捉えることなく、社会全体でこれらの防止や問題解決に取り組んでいくための意識啓発をはじめ、「DV法」や「ストーカー規制法」等の関連法の周知に努めていく必要があります。

※11 デートDV

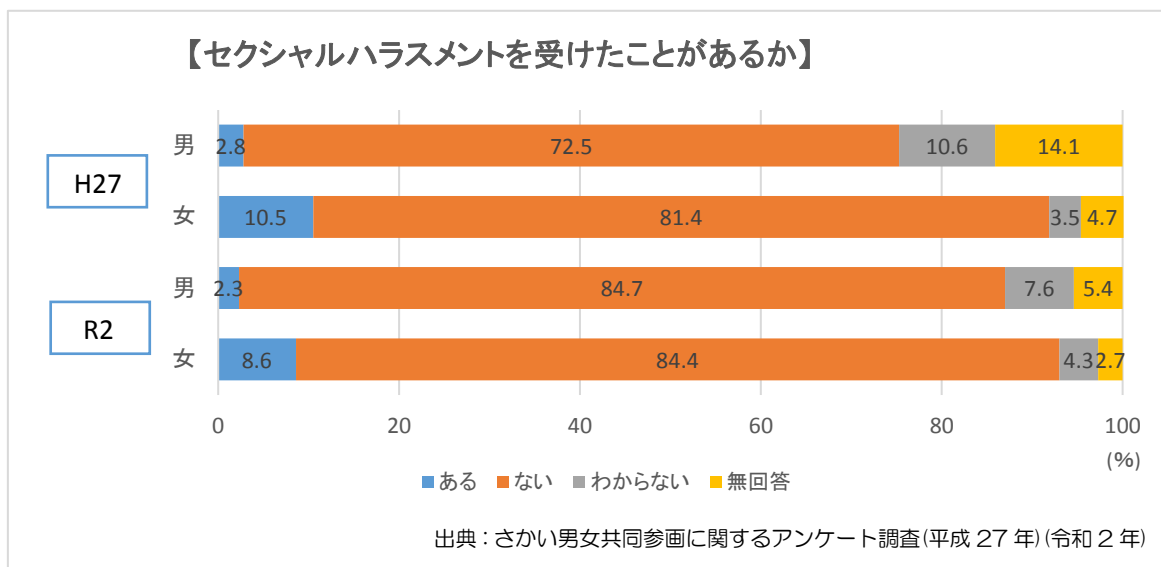
DVとは、「ドメスティック・バイオレンス」の略で、配偶者からや親密な男女間で起きる暴力のこと。結婚している配偶者間でおきることが多いといわれているが、中学生・高校生を含む10代、20代の若年層の間でも起こり、これを「デートDV」という。被害者の多くは女性だが、男性が被害者となる場合もある。

※12 性的マイノリティ

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が同性や両性(男女両方)に向いている人などさまざまな人たちがいて、性別に関して世の中の多くの人たちと異なる特徴をもつことから「性的マイノリティ」(性的少数者)と呼ばれる。

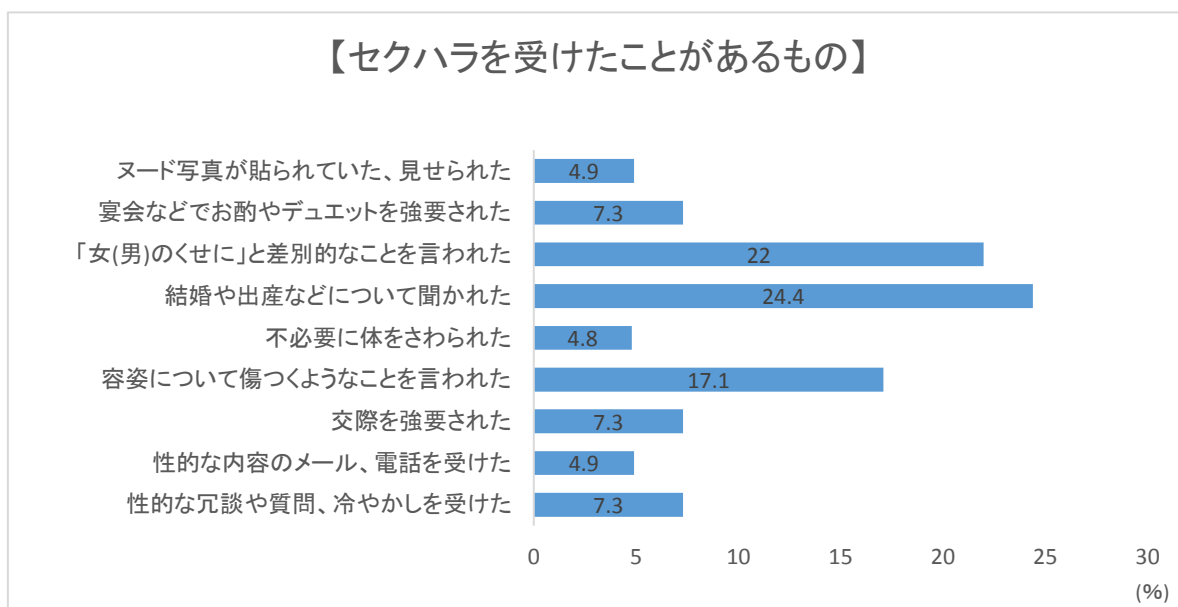
① セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を受けたことがあるか

住民アンケート調査によるとセクハラを受けたことがある人の割合は全体としての割合も低く、平成 27 年と比べて減少している。しかし根絶には至っておらず、男性よりも女性に多いことがわかります。



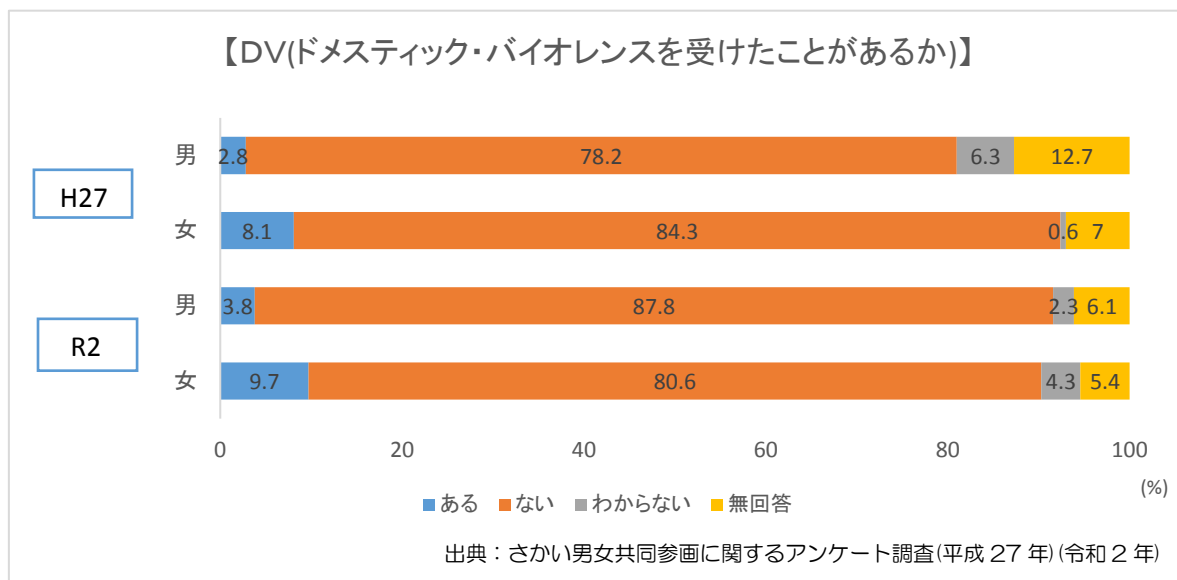
③ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を受けたことがあるもの

住民アンケート調査によるとセクハラを受けたことがあるものとして、「結婚・出産」のことや「男女に関する差別的なことを言われた」ということが多くなっています。受けた本人にとっては深刻な問題であり、防止のための啓発が重要です。



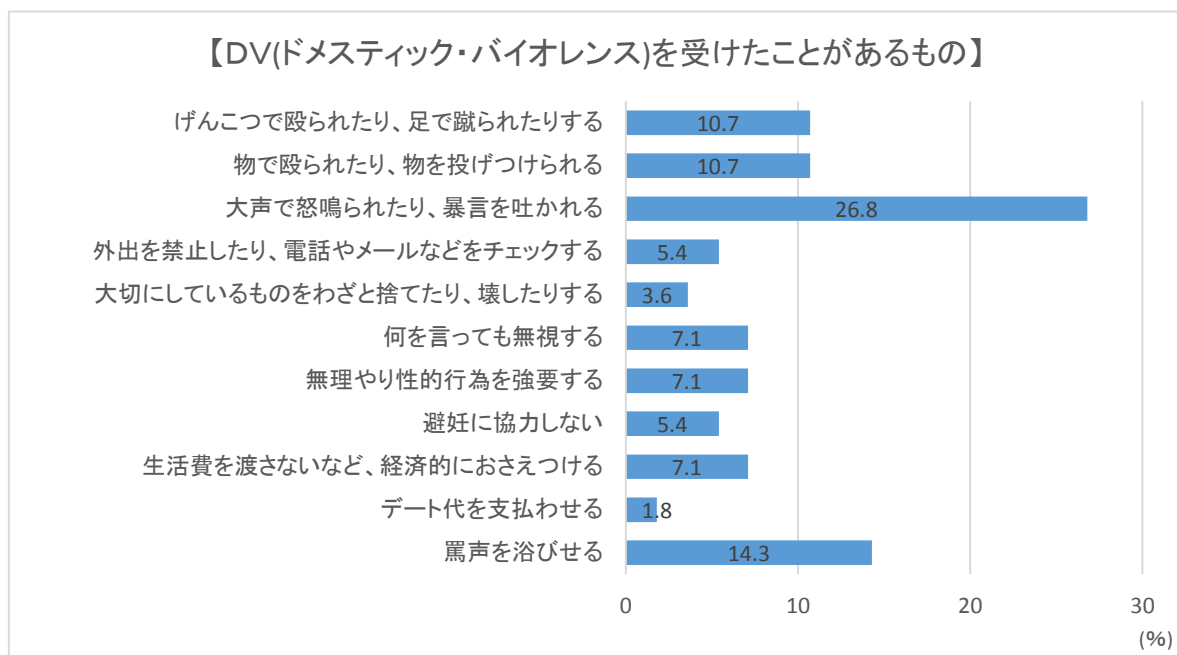
④ DV（ドメスティック・バイオレンス）

住民アンケート調査によると、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがある人の割合は全体としては低いですが、平成27年と比較すると高くなっています。



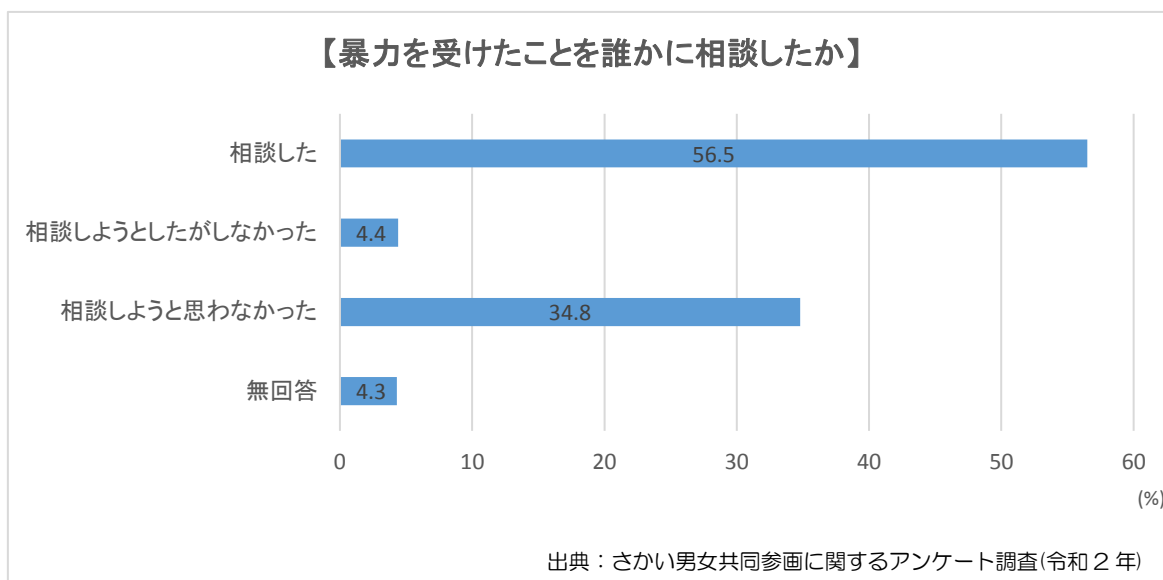
⑤ DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがあるもの

住民アンケート調査によると、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがあるものは、「大声で怒鳴られたり、暴言を吐かれる」・「罵声を浴びせる」等言葉による暴力が高い割合を占めています。



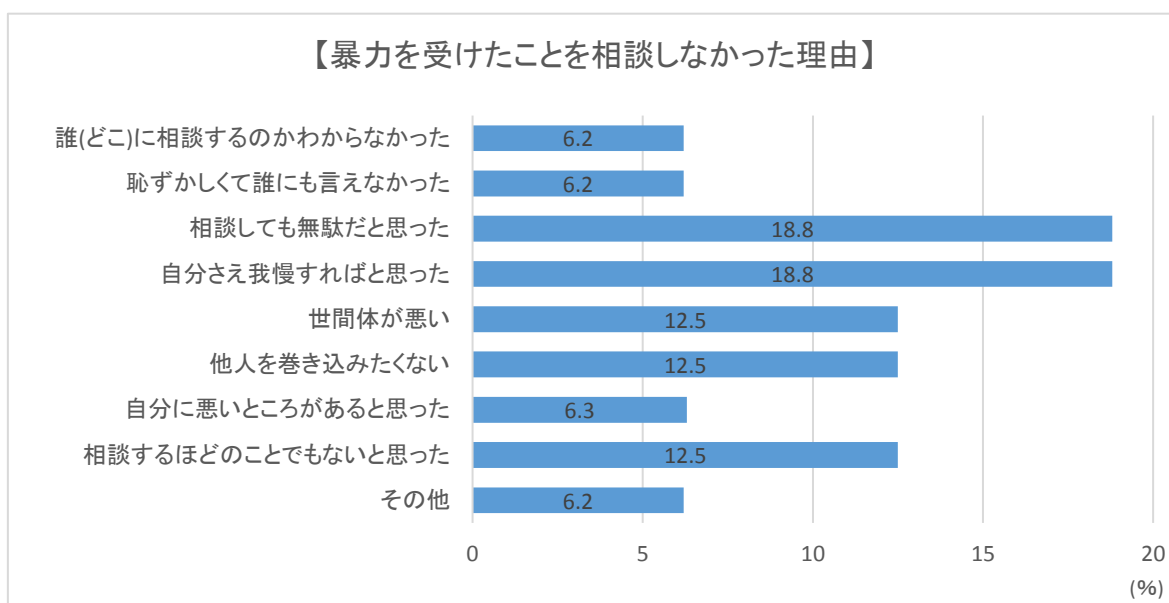
⑥ 暴力を受けたことを相談したか

住民アンケート調査によると、暴力を受けたことを相談したかということに関して、35%の方が相談しようと思わなかったことがわかります。



⑦ 暴力を受けたことを相談しなかった理由

住民アンケート調査によると、相談しなかった理由として、「相談先がわからなかった」という理由があります。一人で抱え込まず、暴力は犯罪であることの認識と相談体制の周知等、防止に向けた啓発や取り組みが必要です。



施 策	施策内容	担 当
セクシュアル・ハラ スメント* ² 防止の啓 発	職場や地域社会におけるセクシュアル・ ハラスメントの防止に向けて、事業主等 の意識啓発を促進すると共に、ホームペ ージや広報紙、イベント等での啓発を図 る。	人権・協働ハーモニー室
ドメスティック・バ イオレンス* ¹ 防止の 啓発 相談体制の支援	配偶者や親密な関係間であっても暴力が 犯罪であることへの理解と意識啓発を促 進するためホームページや広報紙、イベ ント等での啓発を図る。 DV等の防止と早期発見に努め、「DV相 談」、「こころの健康相談」、「心配ごと相 談」等の相談体制を強化し、関係機関との 連携を図り、被害者を支援できる環境づ くりを推進する。	社会福祉課 子ども未来課 健康推進室 人権・協働ハーモニー室
性的マイノリティに 関する啓発	性的マイノリティのへの理解と偏見防止 のための啓発を行う。	人権・協働ハーモニー室



※2 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体の不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者からの生命または身体に危害を及ぼす暴力、またはこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす言動をいいます。「殴る」「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「無視する」等の精神的暴力や、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれます。

【茨城県内の女性に対する暴力の相談窓口】

配偶者からの暴力(DV)等について、次の相談窓口で相談を行っています。

★配偶者やパートナーからの暴力(DV)についての相談

- ・茨城県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
電話番号：029-221-4166(平日 9:00~21:00、土日祭日 9:00~17:00)
- ・NPO法人ウイメンズネット「らいず」
電話番号 029-222-5757(水・金 10:00~16:00)

★DV やストーカー被害についての相談

- 茨城県警察本部「女性安心パートナー」
電話番号：029-301-8107(24 時間受付)

★性犯罪に係る被害についての相談

- 茨城県警察本部性犯罪被害相談「勇気の電話」
電話番号：029-301-0278(平日 8:30~17:15 専門員 ※時間外は当直員)
及び、各警察署

★犯罪等による被害の未然防止に関する相談

- 茨城県警察本部「県民安全センター」
電話番号：029-301-9110(又は#9110)(平日 8:30~17:15)

★いじめ、女性差別、ハラスメントなどによる悩み、トラウマを抱え、社会参加や就業 ができていない女性のための相談

- 電話番号：029-233-7837(相談専用)
- 面談：男女共同参画センター(要予約)
- 相談日時：毎週 木曜日 9:00~17:00 ※祝日・年末年始(12/29~1/3)はお休みです

★職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談

- 厚生労働省茨城労働局雇用均等室
電話番号：029-224-6288(平日 8:30~17:15)

★働く女性のためのキャリア相談

- 男女共同参画センター
電話番号 029-233-3982

★女性のための法律相談

- 男女共同参画センター
電話番号 029-233-3982(要予約、第2 金曜日 13:00~16:00)



基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

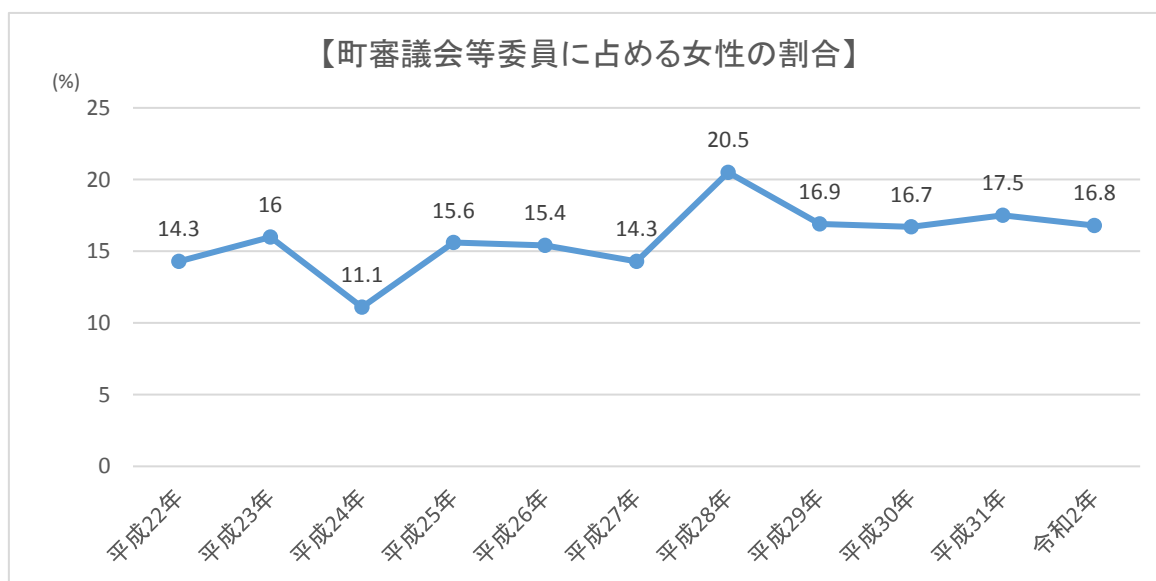
施策の方向2-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画

現状と課題

将来にわたって活力ある社会を創造していくためには、幅広い人材の育成とともに、視野を広げ、新たな発想を取り入れていくことが重要です。こうした観点から、政策・方針を決定する過程に女性の意見や考え方を取り入れ進めることが、大きな鍵となっています。

本町において、審議会等への女性委員の登用率並びに女性管理職率は、平成22年から横ばいの傾向があり、目標値の30%が達成できていないのが現状です。町政への女性参画の拡大を推進していくことが求められています。

こうしたことから、女性の登用を推進するためには、審議会等の委員に積極的に女性を登用するよう、関係者への働きかけや協力要請のさらなる強化が必要です。また、女性が管理職になれるような環境作りや意識啓発が必要です。女性が持てる能力を十分に発揮し成長できるよう、男女共同参画に対する意識を高め、人材育成や能力開発のための学習機会を充実させ、情報交換やネットワークづくりを支援していくことが課題となります。



出典：境町 審議会・委員会における女性委員割合調査(各年4月1日現在)

施 策	施策内容	担 当
審議会及び委員会等への女性委員の登用	各種審議会及び委員会、団体等において、女性が町政への関心を深め、方針決定の場への参画意識を高めることを推進し、女性登用率向上を図るとともに、団体や組織などに働きかける。	人権・協働ハーモニー室 関係各課
女性リーダー育成及びネットワークの強化	女性が所属する各種団体と連携し、さまざまな講演会やフォーラム、学習会、イベント等へ参加することでリーダー育成やネットワーク強化を図る。	人権・協働ハーモニー室 関係各課
境町男女共同参画条例（仮称）の制定	男女共同参画社会において、町が目指すべき基本理念及び施策の基本事項を定める。	人権・協働ハーモニー室



施策の方向 2-2 地域社会における男女共同参画

現状と課題

地域社会は、男性にとっても女性にとっても大切な生活の場となっており、豊かで活力のある地域社会の形成のためには、地域活動の役員は男性というような固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に参画していくことが大切です。少子高齢化や単身世帯の増加は、住民自治組織、地域社会活動にも影響を及ぼしています。地域社会に残る古い慣習を見直し、老若男女多くの町民が参画できる社会を目指し意識啓発と促進を進めていく必要があります。

近年はさまざまな課題をもって主体的に取り組む町内の団体による活動も活発となっており、行政のパートナーとして、また女性の社会参画の場としての役割も大きくなっています。男女共同参画社会の実現のためには一人ひとりが自らのこととして取り組むことが重要であり、これらの主体的な活動を育成・支援し、協働していくことが必要となっています。

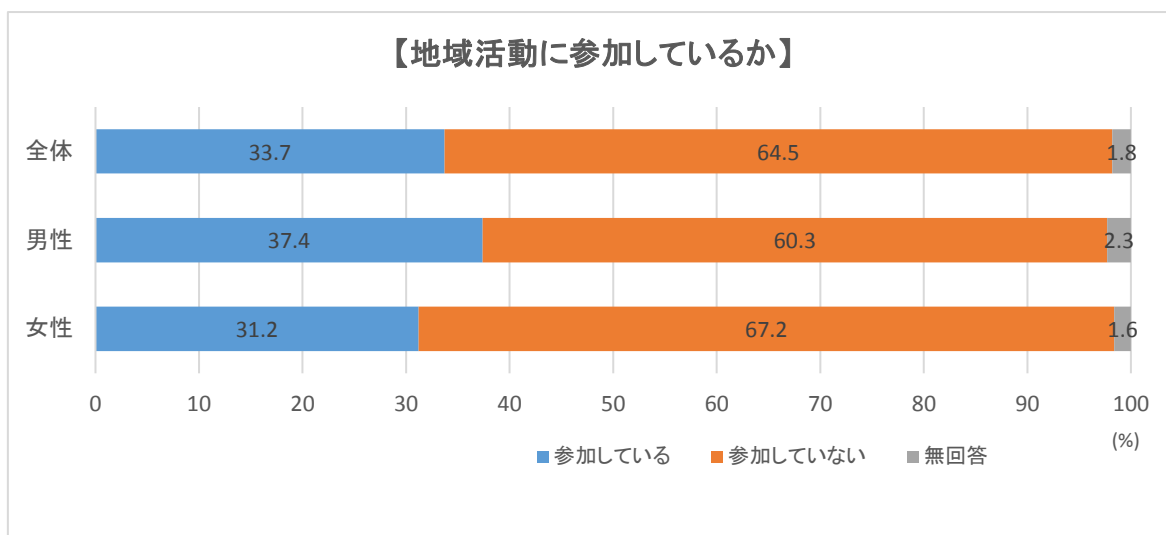
また、地域における、防災、防犯、交通安全等の活動を通して、参画する地域住民のつながりや連帯感を深め、安全・安心なまちづくりが推進されるよう支援していきます。災害時における被災者への対応には、避難所生活での男女のニーズの違いを把握し、女性の視点を取り入れ、さまざまな人に配慮した準備体制が重要であり、男女共同参画の視点に留意して女性や子育て家庭に応じた対策を推進する必要があります。

さらに、子どもたちが自ら危険を回避できるよう、防犯のための教育や交通安全のための教育を継続・推進していきます。



① 地域活動に参加しているか

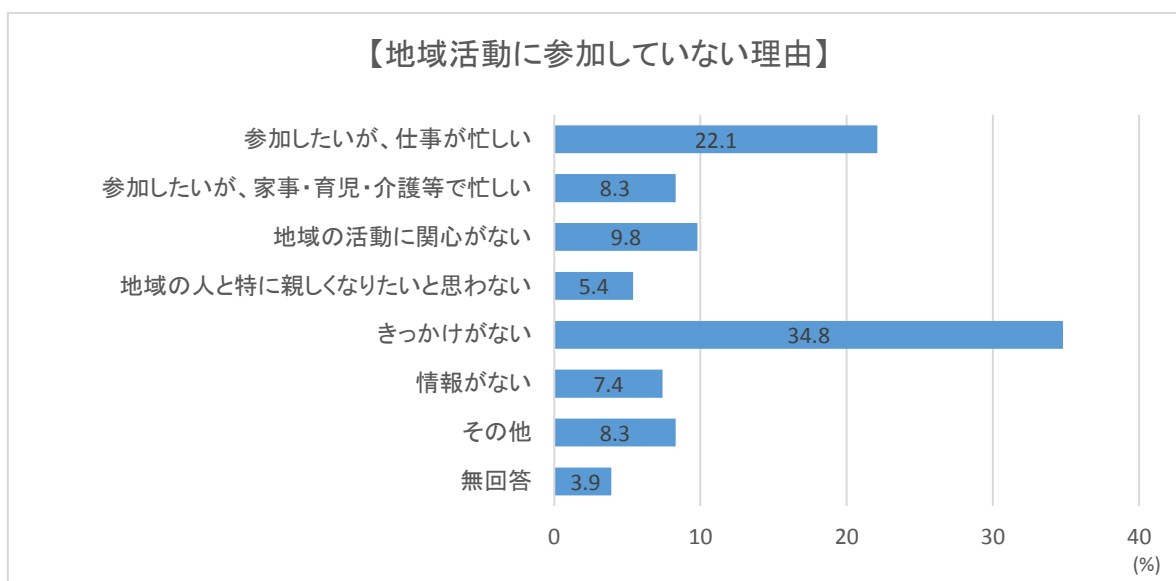
住民アンケート調査によると、地域活動の参加の有無については、60%以上の方が地域活動等に参加していないことがわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

② 地域活動に参加しない理由

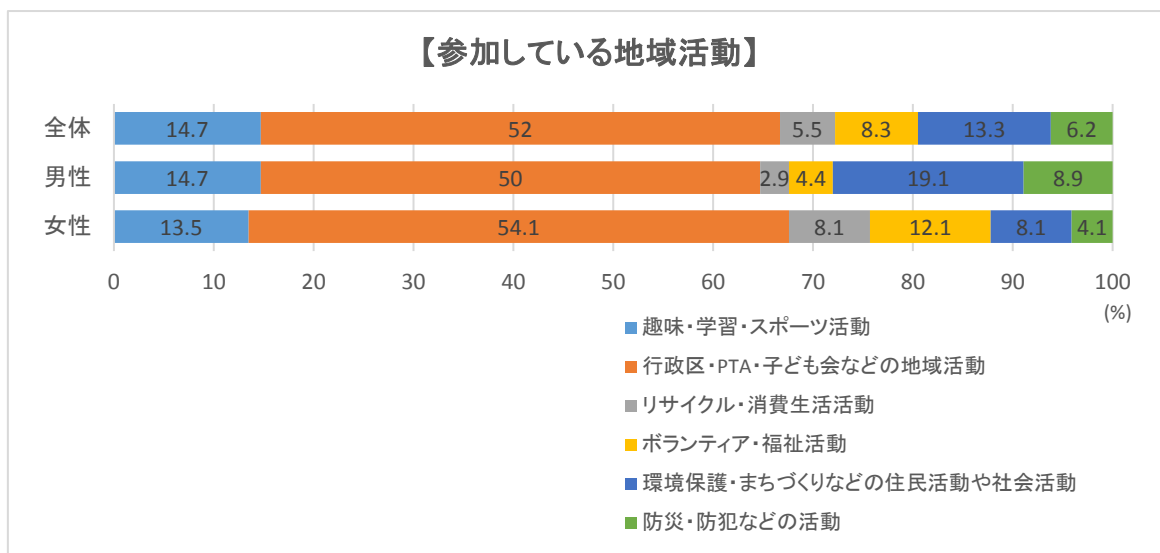
住民アンケート調査によると、地域活動に参加していない理由として「きっかけがない」という理由が最も割合が高い結果でした。情報の提供や、参加のための啓発が必要であるといえます。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

③ 参加している地域活動

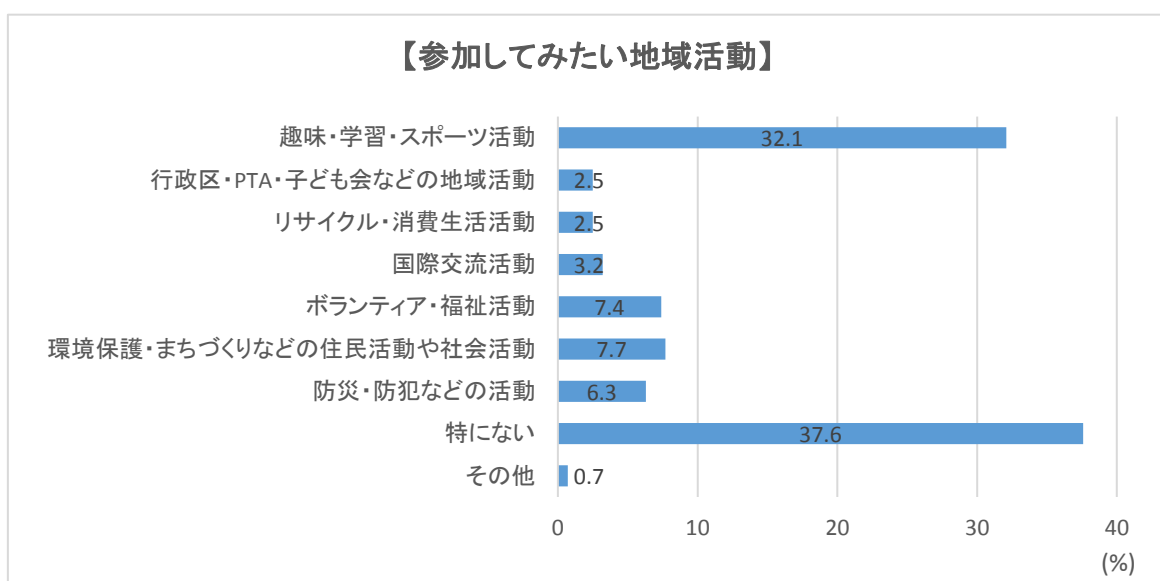
住民アンケート調査によると、参加している地域活動として、「行政区・PTA・子ども会」が50%以上を占めています。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

④ 参加してみたい地域活動

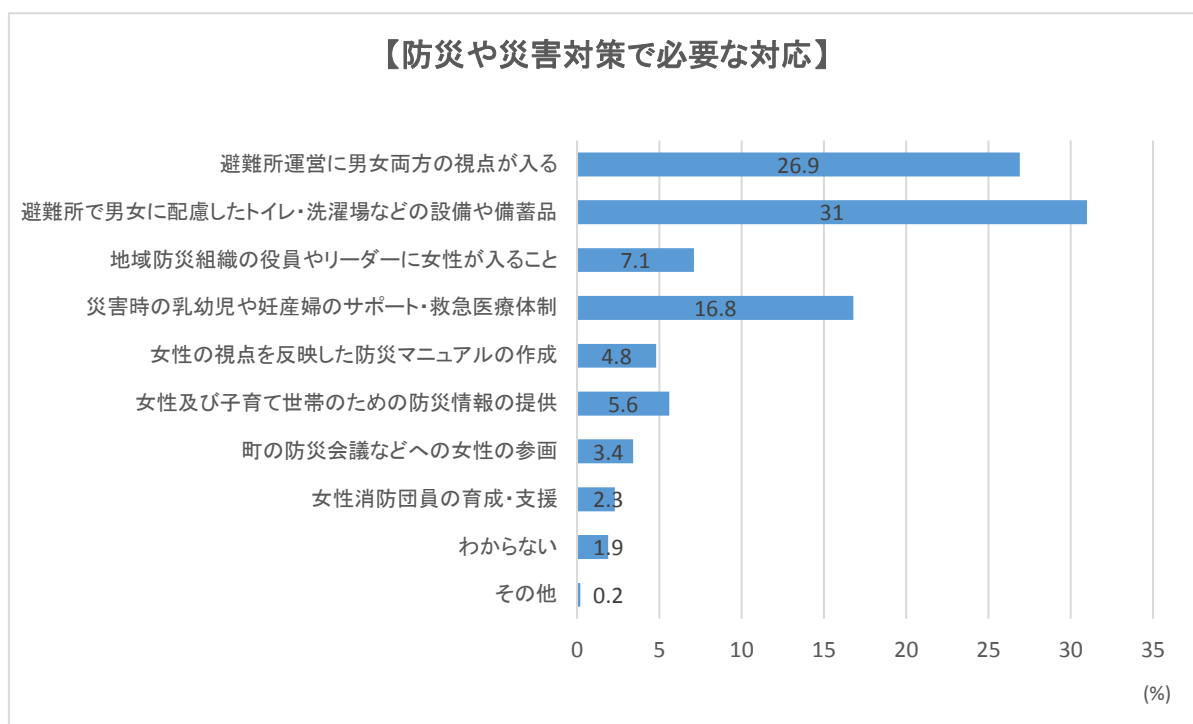
住民アンケート調査によると、今後参加してみたい地域活動については、「趣味・学習・スポーツ活動」の割合が高い結果ですが、最も高いのは「特にない」となっており、地域社会への意識の低下がわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

⑤ 防災や災害対策について対策が必要だと思うこと

住民アンケートによると、避難所の運営や設備等には男女への配慮が必要という意見が多く、女性の視点を取り入れた防災に関する計画の策定や、防災組織への女性の参画が重要であることがわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年)

施策	施策内容	担当
地域活動・自治組織などにおける男女共同参画意識づくり	町内会・自治会やPTA等の地域組織において、固定的な性別役割分担意識の見直しと、男女共同参画の意識づくりのため、区長会やPTA等に投げかけ、啓発に努める。	総務課 生涯学習課 学校教育課 関係各課
自然環境保全と緑化の推進	環境美化団体と連携し、日常生活の中から、環境を守るための意識啓発活動に努める。また、花いっぱい運動等の緑化活動を推進し、社会参加機会の拡大や環境の整備に努める。	防災安全課 総務課 生涯学習課

施 策	施策内容	担 当
地域の防災・防犯・消防活動等への積極的な参加促進	女性や乳幼児等さまざまな住民にも配慮した避難対策を講じた防災計画と体制づくりに努める。また女性消防団の積極的な入団を促したり、防災組織への女性の積極的参画や、被災・復興時における諸問題を回避するために、女性の視点を取り入れた活動を推進する。 女性や子ども、障害者に配慮した防災備蓄品などの確保、避難所運営を円滑に行うよう計画を進める。	防災安全課 関係各課
青少年育成の支援	休日等を利用して豊かな体験活動の機会と場所を提供し、自然体験や社会体験などの活動を通して、主体性を持ったたくましい子どもを育成する。	生涯学習課
児童登下校時見守り交通安全教育の実施	事件や事故から子どもを守るため、警察や小中学校・PTA・地域住民と連携し、登下校時にスクールガードによる見守りや子ども達への声かけを行う。 交通安全母の会等により、交通安全指導や啓発、立哨指導等を行う。 SNSなどのネット犯罪、ゲームなどの依存症に子ども達が巻き込まれないよう、学習に取り入れる。	学校教育課 関係各課
町議会傍聴の促進	議員以外の住民が議会の状況を直接見聞し、町政への関心や理解の向上を図るために、定例会日程・内容等について広報紙面やホームページに掲載し周知する。	議会事務局



施策の方向 2-3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

現状と課題

社会の国際化に伴い、外国との交流を通じて、グローバル化に対応したまちづくりが求められています。外国人と関わる機会も増え、異なる文化や習慣、価値観への理解を促し、受け入れていくことが求められます。町では様々な情報を発信し、多文化共生を推進し、町の活性化に繋げていく必要があります。

本町では、子ども達が将来、世界で活躍できるよう、学校における国際教育、英語教育の充実を図るため、各小中学校に ALT*¹³ を2名～5名配置し、実践的かつ効果的な英語教育を実施しています。また英語検定の受験料の補助をすることにより、小学生から英語検定を受験する児童が増え、英語力向上につながっています。また外国人が不自由なく生活できるよう、民間団体が開催している日本語教室の活動を継続支援しています。イベント等も実施しており、町民と外国人がお互いに対話し、交流する機会を提案しています。

本町在住の外国人の増加に伴い、平成 17 年から右肩上がりを受講する生徒数が増えています。また、受講生の多くはブラジルやパキスタンなどの出身者で毎年継続する受講者も増加しています。

① 日本語教室受講者

日本語教室の受講者数は年々増加し、令和2年4月時点では、86名の方が受講しています。

【「国際交流友の会さ・か・い」日本語教室受講者数】						(人)
バングラデシュ	17	(6)	スリランカ	8	タイ	3
パキスタン	10	(3)	インドネシア	7	ネパール	2
アフガニスタン	3	(2)	中国	7	ベトナム	2
ブラジル	2	(2)	インド	3	ペルー	1
エジプト	2	(2)	フィリピン	3	カンボジア	1
		()子供	合計	71名 (内15人子供)		

出典：境町国際交流友の会さ・か・い 調査資料(令和2年4月1日現在)

施 策	施策内容	担 当
グローバル化に対応した英語教育	小中学校に ALT* ¹³ を配置し、小学1年生から語学や外国への理解や知識を深め、国際的な感覚をみにつけるための教育環境を整える。オンラインでの英語教育プログラムを配信する。 生涯学習分野における国際理解教育のための講座等の充実を図る。	学校教育課 生涯学習課 関係各課
国際交流推進事業の充実	「国際交流友の会さ・か・い」と連携し、町内在住の外国人に対し日本語を教え、地域との交流や日常生活への利便性・情報交換の場になる日本語教室を開催する。	多文化共生推進室
国際交流の推進	長田小学校で行われているアルゼンチン共和国との交流を町レベルでイベントを開催するなど支援を行う。 姉妹都市「フィリピン共和国マリキナ市」友好都市「ハワイ州ホノルル市」との相互訪問など、異文化や価値観への理解を深めるとともに文化交流に努める。	学校教育課 多文化共生推進室 関係各課



※13 ALT

小中学校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国人教師のこと。

基本目標3 多様な働き方を可能にする社会づくり

施策の方向3-1 雇用の場における男女平等の確保

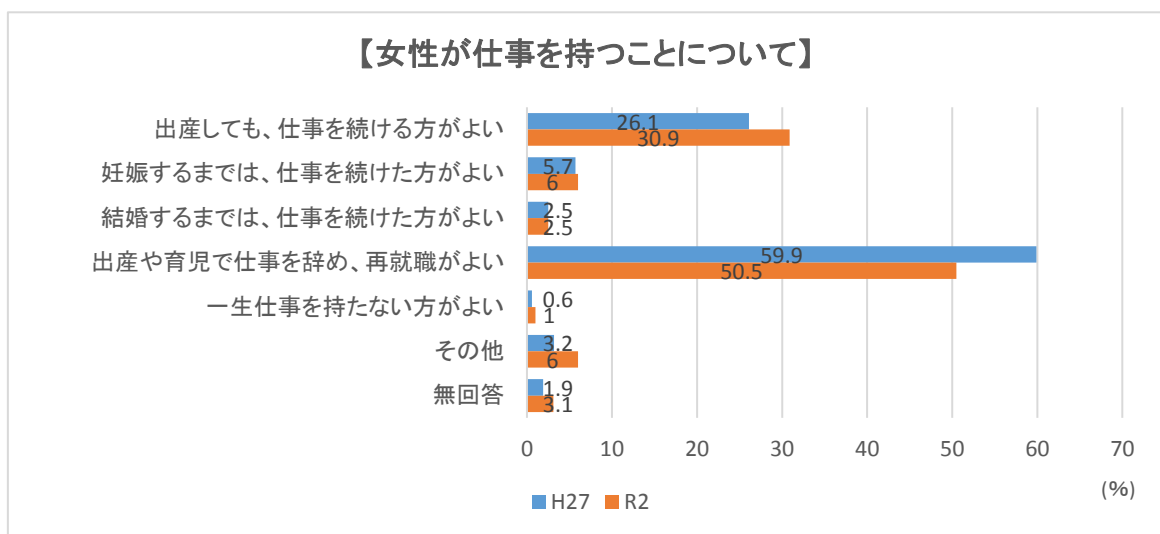
現状と課題

男女が個性と能力をともに発揮できる社会を実現するため、実効性のある積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション^{*15}）の推進や、女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保することができるよう雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「M字カーブ」の解消、長時間労働の抑制、非正規雇用における問題解消の推進、育児休業や介護休業を取得しやすい環境をつくることなどが掲げられています。少子高齢化による労働人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用することは、本人にとっても、企業や社会全体にとっても有益なことであると考えられます。女性の社会進出が進んだといわれる今日でも、まだ女性の参画が不十分な分野も多くみられますが、女性の新しい発想や多様な能力が活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを進めていく必要があります。

本町においては、再就職を望む割合が高くなっていますが、職業を継続するための条件を求める回答も多いことから、再就職支援を充実させるとともに、職業継続のための支援が必要となっています。

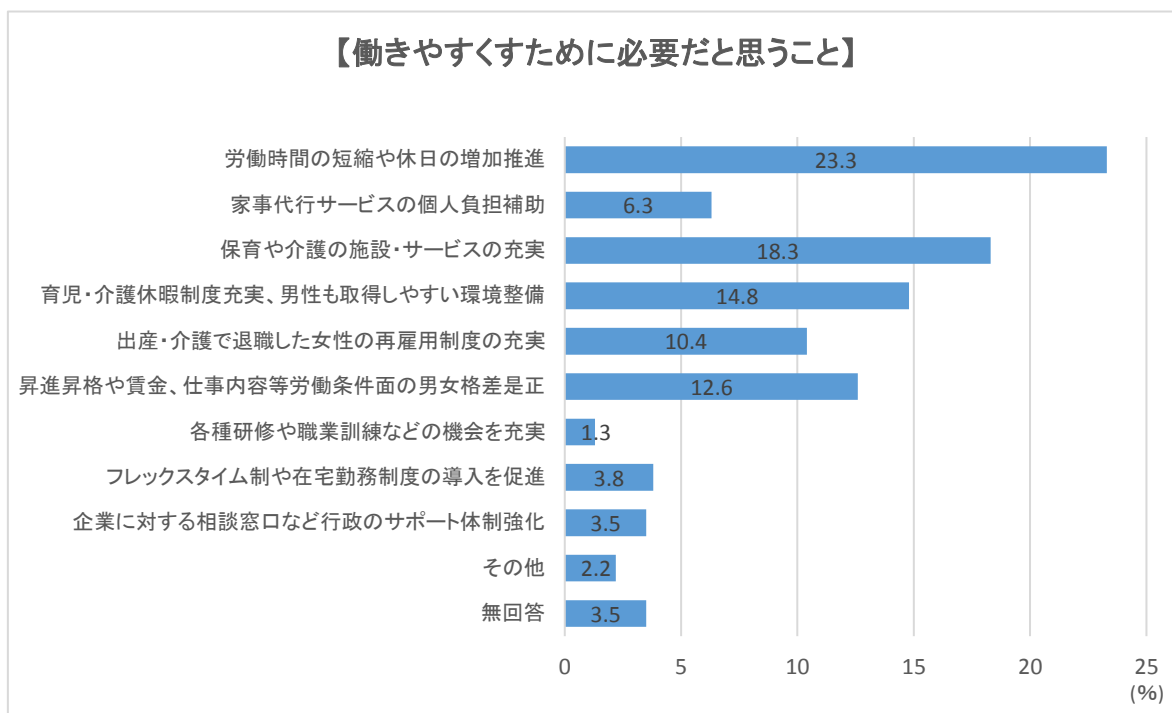
① 女性の就業について

住民アンケートによると、女性が仕事を持つことについて「出産、育児で仕事をやめて再就職がよい」という意見が半数以上を占めています。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(平成27年)(令和2年)

- ② 男性も女性も働きやすくするために必要だと思うこと
 男性も女性も働きやすくするために必要だと思うことは「労働時間や休日」
 についてが最も多くなっています。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)

施策	施策内容	担当
雇用の場におけるポジティブ・アクション*15の促進	基礎知識やノウハウ等を習得するためのセミナーの開催等の情報収集と提供に努める。	人権・協働ハーモニー室 関係各課
労働環境への改善に対する啓発	雇用条件や職務内容の男女平等を実現するために、男女雇用機会均等法や労働基準法、パート労働法などの関係法令を国や県の機関紙や広報紙等で周知に努める。	人権・協働ハーモニー室 関係各課

※15 ポジティブ・アクション(積極的改善処置)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

施策の方向3-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

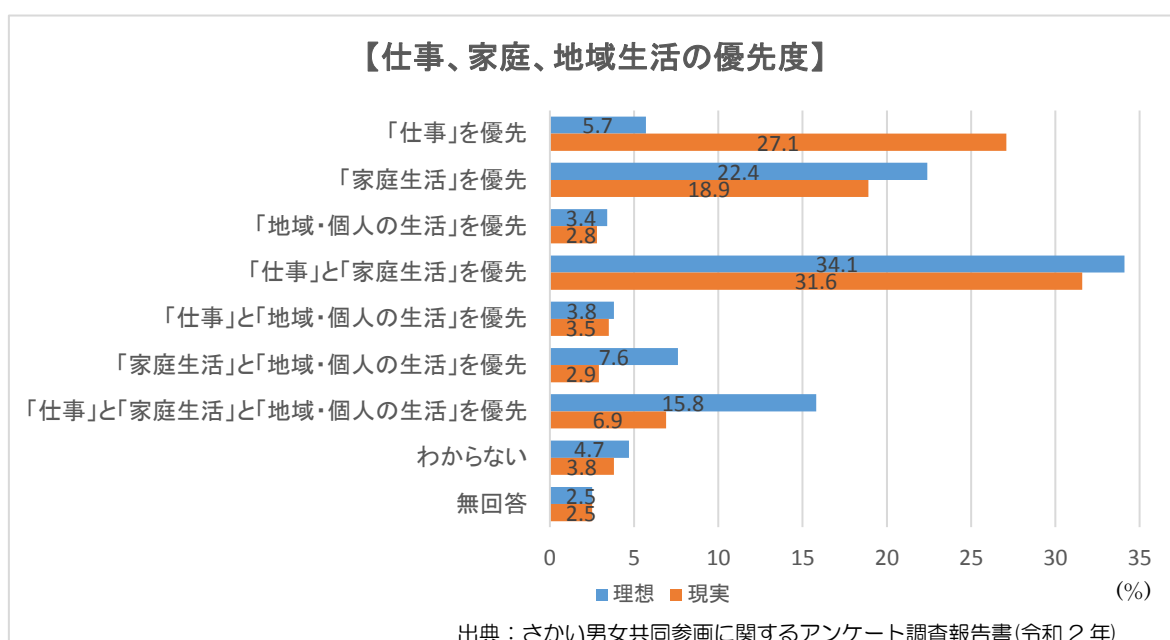
現状と課題

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、男性の家庭生活への参画や女性の就業継続及び政策・方針決定過程への参画を進める上でも不可欠です。誰もが仕事と生活の調和を実現し、いきいきと暮らすためには、家事、育児、介護などに男女がともに取り組むことが必要ですが、男性の家庭生活への参画は、長時間労働の影響などもあり進んでおらず、家事、育児等の負担は女性に偏っているのが現状です。

女性が仕事を続けるために必要なこととして、多くの方が「保育所・放課後児童クラブなど子育て環境の整備充実」、「家庭や夫の理解・協力」を挙げていること等から、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、男性の子育て・介護・家事への参画の促進等を進めていくとともに、安心して子育てができるよう、多様な需要に応じた保育サービスの整備、子育ての不安の解消を図るための相談・支援体制の充実、さらには、子育て・介護を行う人が孤立することがないように、地域社会全体で相互に支え合う意識を高めるための取り組みを推進することが必要です。

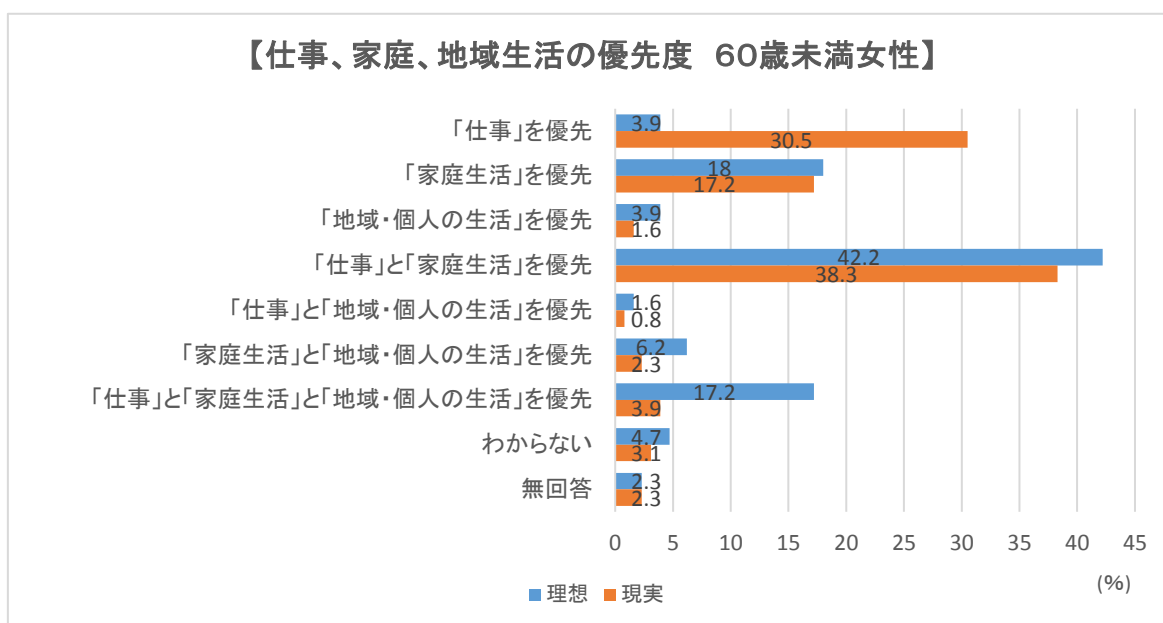
① 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について

「仕事」「家庭生活」を優先」が、理想も現実も高い割合となっています。

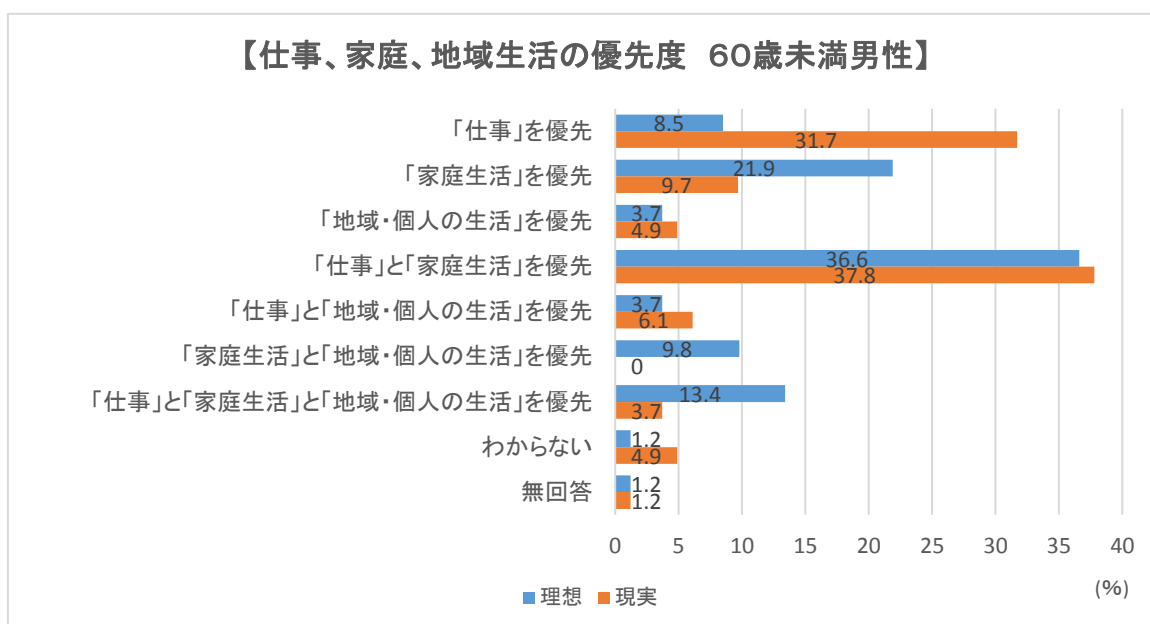


② 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、60歳未満女性・男性を見ても、「仕事」面での理想と現実の大きなひらきがあるのがわかります。男性女性とも「仕事と家庭生活」を両立・優先している方が最も多く、理想に近い状況にあります。男女がともに仕事と家庭を両立できるよう、多様なライフスタイルに合わせた働き方や職場づくりが実現できるよう、推進していく必要があります。



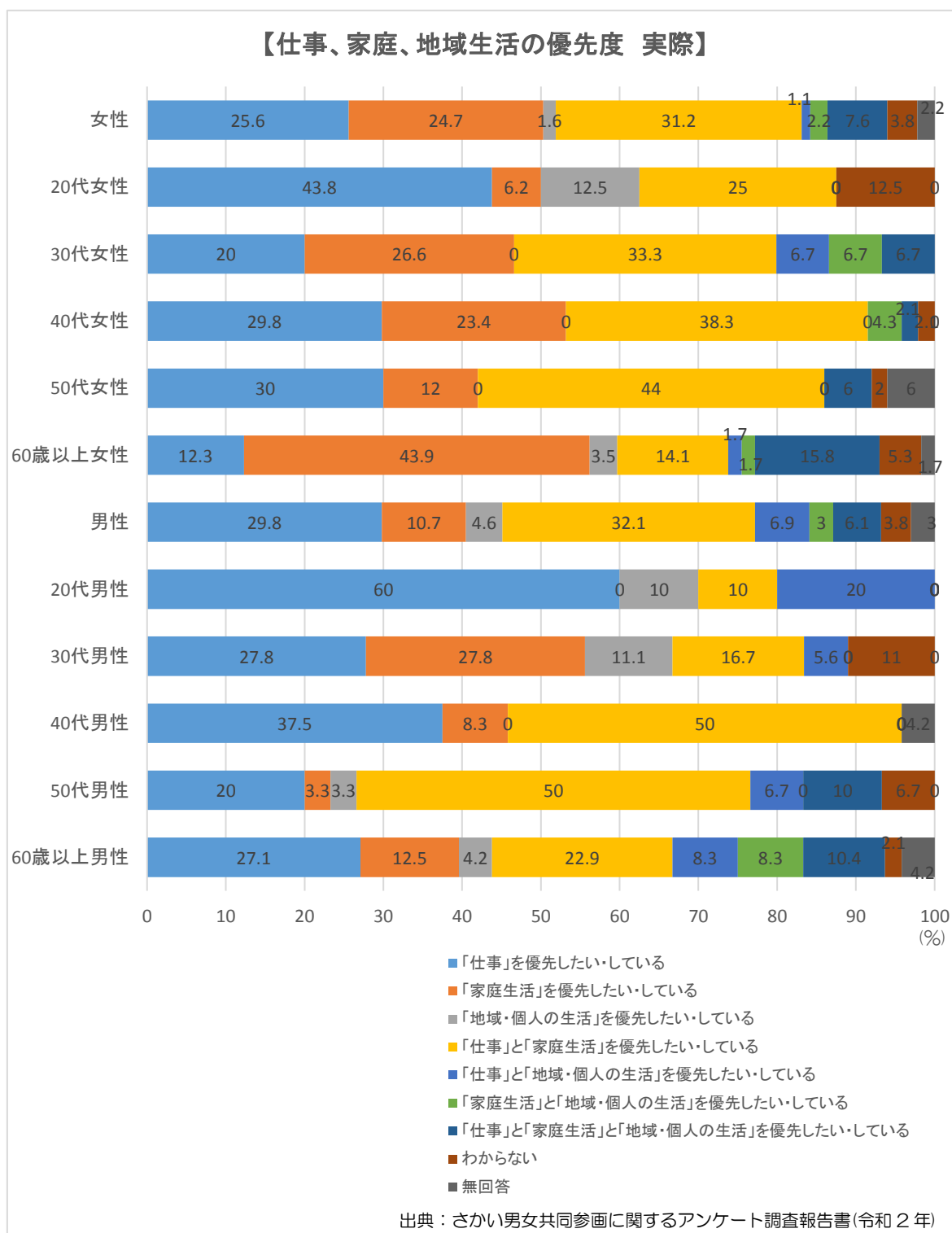
出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)

③ 仕事、家庭、地域生活の実際の優先度について

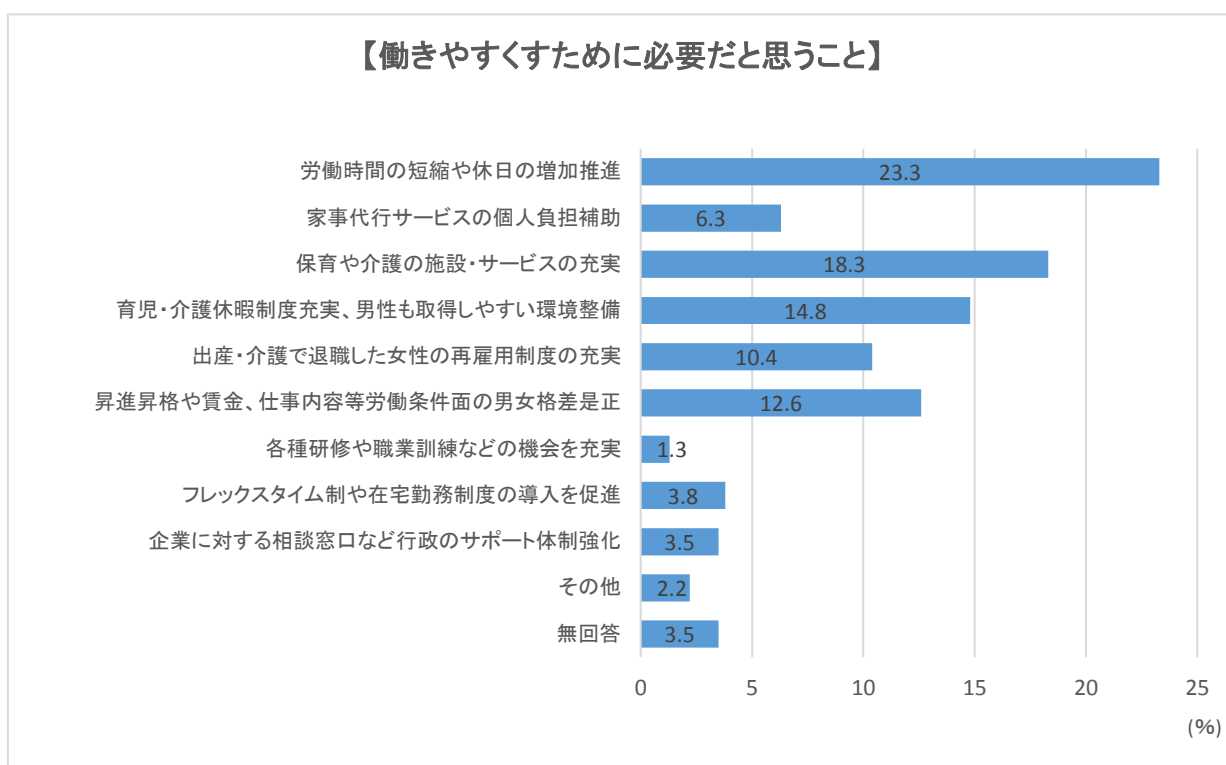
住民アンケートによると、実際の優先度は、20代は「仕事」が優先されています。次いで50代以下は「仕事と家庭」となっており、仕事を中心な回答となっています。



④ 男性・女性ともに働きやすくするために必要だと思うこと

住民アンケートによると、男性・女性ともに働きやすくするために必要だと思うことについては、「労働時間の短縮や休日の増加推進」が最も高い割合となっています。

育児・介護のための休暇制度を充実させるとともに、男性も取得しやすい職場の環境整備や、フレックスタイム制、在宅勤務制度等の柔軟な勤務制度の導入を検討すること等を事業主に啓発する必要があります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)



施 策	施策内容	担 当
次世代育成支援対策行動計画の推進	次世代育成支援対策行動計画を盛り込んだ「第2期境町子ども子育て支援事業計画」に基づき、子育てと地域職場における次世代育成支援意識の高揚啓発を図る。	子ども未来課
育児・介護休業等制度の周知と活用	育児・介護休業制度の周知を図り、商工会との連携により各事業所への取り組み普及を推進する。	まちづくり推進課 介護福祉課 人権・協働ハーモニー室
再就職・再雇用の啓発・普及	妊娠・出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、また、時間短縮勤務やテレワーク等多様な働き方に向け、事業主や労働者にポスターやチラシ等で周知と啓発を図る。また、再就職や起業に関する講座やセミナー等の情報、ハローワークの情報を提供する。	人権・協働ハーモニー室 関係各課
スキルアップのための講座やセミナー案内	茨城県やハローワーク等が開催するキャリアアップのための研修や講座、セミナー等の情報を提供する。	人権・協働ハーモニー室 関係各課
介護支援体制の充実	地域包括支援センターと連携し、介護に関する相談及び情報提供に努める。	介護福祉課



施策の方向3-3 女性が職業能力を発揮するための支援

現状と課題

農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、輸入農作物の拡大が進むなかで、農業再生協議会を中心に所得保障制度を進め、畑作物や新規需要米を戦略作物として、農業経営の安定と自給率の向上、担い手の育成や耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めているところです。

商店街は後継者不足や事業主の高齢化、大型商業施設等の影響で、廃業や事業の縮小などが進行しており、商店街としての魅力や機能を取り戻す取り組みをしていく必要がせまられています。

農業、商業共に後継者不足が深刻化する中で、地域農業改良普及センターや商工会と連携して自営業のお嫁さんをはじめとした、女性の参加を促す必要があります。

家族経営が多い農業や自営業等において、女性が男性の対等なパートナーとして経営に参画し、経済的な地位向上のために必要な取り組みを進めていくことが大切です。



施 策	施策内容	担 当
商工業における女性の交流拡大と起業支援	商工業における女性経営参画拡大を図るため、境町商工会と連携し、事業主等への女性参画の啓発を行う。組織への女性の参加や組織活動の活性化、各種セミナーへの女性の参加等を促進する。 内閣府による、女性が輝く先進企業表彰制度等から、女性活躍のための職場環境整備や組織方針等の情報を提供する。	まちづくり推進課 境町商工会 人権・協働ハーモニー室
農業者組織への女性の参画促進	女性が農業経営者の組織へ積極的に参画することにより、発言の場が拡大できるよう各種会議等へ参加を促進するなど、意識改革のための啓発を行う。また、女性農業者や新規就農者の拡大を図るために、茨城県県西農林事務所（坂東地域農業改良普及センター）等と連携を取り、若手女性農業者を対象とした講座や、地域農業の活性化のための支援について、情報の提供をする。	農業政策課 農業委員会
安定した農業経営の実現を支援	農家の女性を対象にしたセミナー・講座開催や取組等の情報提供をする。 坂東地域農業改良普及センター等と連携を取り、若手農業者の安定した農業経営の実現を支援する。	農業政策課



基本目標4 すこやかで安心して暮らせる環境づくり

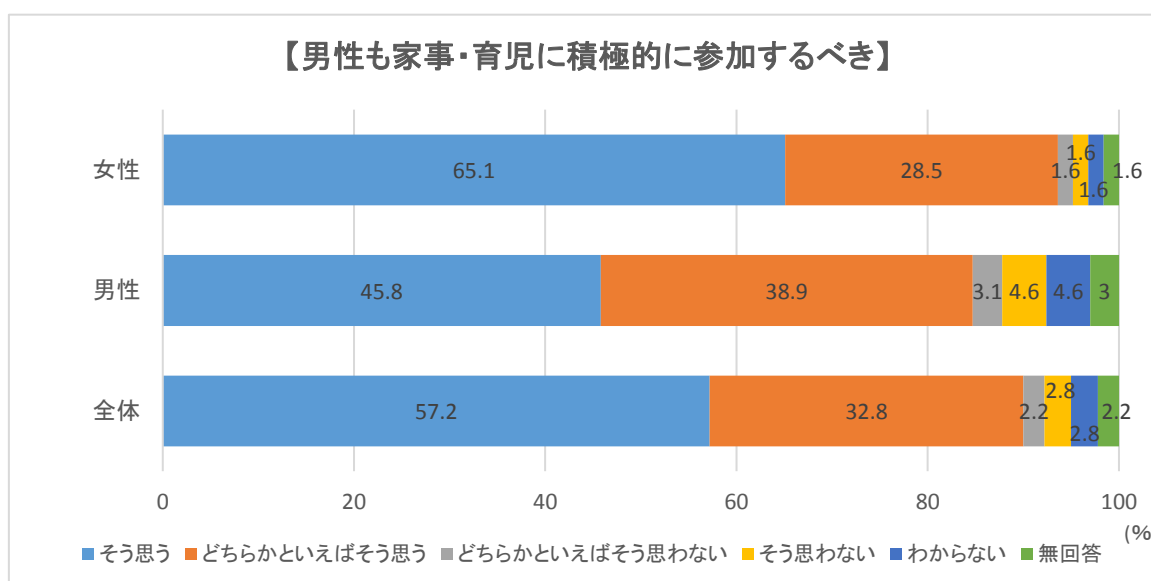
施策の方向4-1 子育てにおける男女共同参画

現状と課題

子育ての役割は、主に母親に委ねられており、子育てにおいて女性にかかる負担は大きく、育児に追いつめられた母親の悩みや子どもへの虐待の増加など、さまざまな問題も起きています。子育てを女性のみにも負担させず、父親も積極的に関わっていくことが必要です。そのためには、男性の仕事優先の考え方や役割分担意識を見直すことや、職場での子育て支援や周りの人達の理解があること、さらに地域と一体となって子育てを行うことが求められています。女性が安心して子育てができるよう、家庭や地域、職場、行政、社会全体で子ども達を育てる意識づくりが重要です。

現在、少子化の原因は、子育ての経済的負担や仕事と子育てと両立の難しさにあるといわれており、男女がともにゆとりを持って働き続けられる環境づくりが、少子化の傾向に歯止めをかける大きなカギであるといえます。男女にかかわらず仕事を続けたいと望む人が仕事と家庭との両立ができるように、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の体制を充実していく必要があります。

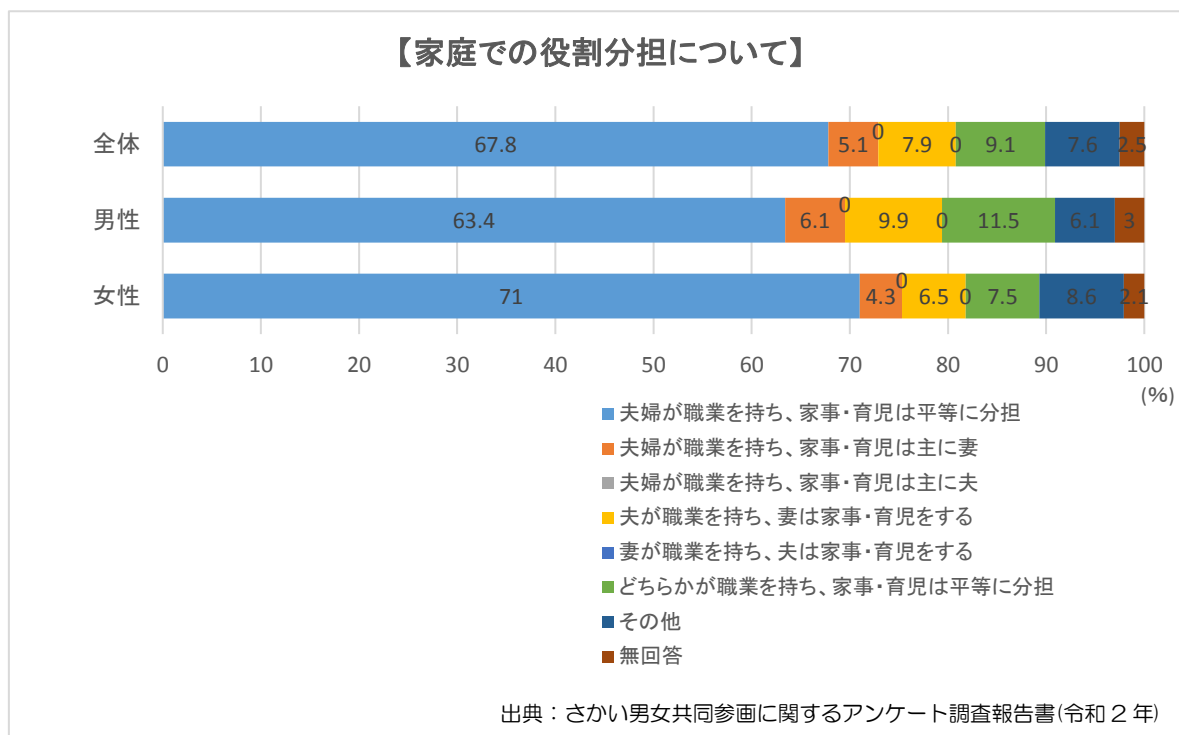
- ① 男性も女性も家事・育児に積極的に参加するべきという考え方について
全体で9割の方が「男性も参加するべき」と考えていることがわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報(令和2年)

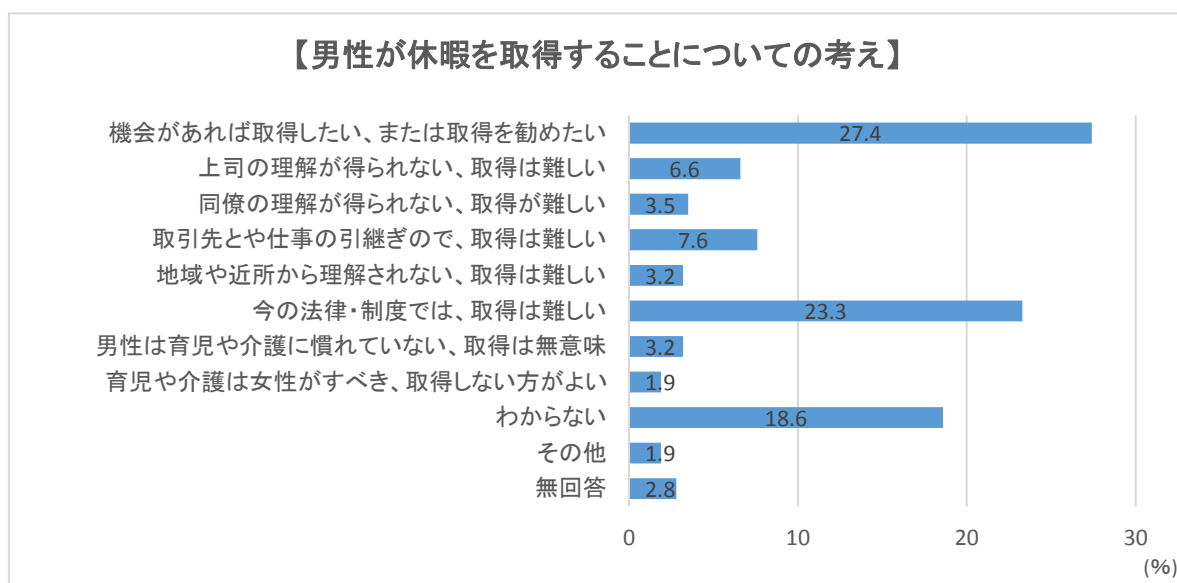
② 家庭での役割分担

住民アンケートによると、「夫婦が職業を持ち、家事は分担」という割合が高くなっていますが、少数で「分担せずにどちらかがする」という意見もあります。



③ 男性が休暇を取得することについての考え

住民アンケートによると、「取得したい」が「難しい」という考えで半数を占めています。



施 策	施策内容	担 当
保育対策の充実	多様な就業体制や保育ニーズに合わせた保育サービス(一時預かり、延長保育、病児保育)や、施設の充実を推進する。	子ども未来課
男性が家事・育児、地域活動に参加するための支援	男性が、自身や周囲の性別による固定的な役割分担意識の解消と、家事や育児、地域活動への参画を推進するために啓発活動を行う。また、男性も参加しやすい男女共同参画に関するセミナーや講座等の情報を提供する。	人権・協働ハーモニー室
家庭生活責任の分担の意識啓発	夫婦(パートナー)が共に家事や育児、介護などを分担することの重要性の認識と、協力することによる、よりよい家庭生活の実現に向けた啓発活動を行う。	人権・協働ハーモニー室
「家庭の日」普及啓発	家庭の日の普及や啓発により、家族や家庭の役割分担、家事や育児、介護などについて話し合い考える機会の情報を提供する。	生涯学習課



施策の方向4-2 ひとり親家庭に関する支援の充実

現状と課題

本町におけるひとり親家族（母子家庭・父子家庭）は、病気や事故に加えて離婚などから年々増加の傾向にあり、生活の維持や子供の養育費などの様々な問題を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きくなっています。

県の制度である、ひとり親家庭への経済的な保障制度や母子家庭への貸付金制度での就業支援を活用しながら、今後もひとり親家庭の自立に向けた取り組みを進めていく必要があります。

施 策	施策内容	担 当
女性の就業関連情報提供	国・県と連携し、ひとり親家庭の母子自立支援プログラム策定事業等の周知を行う。求人情報についてはハローワークと連携し情報周知をする。	子ども未来課 人権・協働ハーモニー室
ひとり親家庭などの日常生活の支援	ひとり親家庭の子どもの健全な育成をめざし、就園、就学上の援助や経済負担を軽減する制度の周知活用に努める。	子ども未来課
相談支援体制の充実と母子(父子)寡婦福祉会の育成支援	関係機関と連携を図り、相談支援体制の充実に努める。ひとり親家庭の精神的、経済的不安等に対する援護体制として、自立支援や交流事業を促進し、母子(父子)寡婦福祉会の育成支援を図る。	子ども未来課



施策の方向4-3 介護を支援する環境づくり

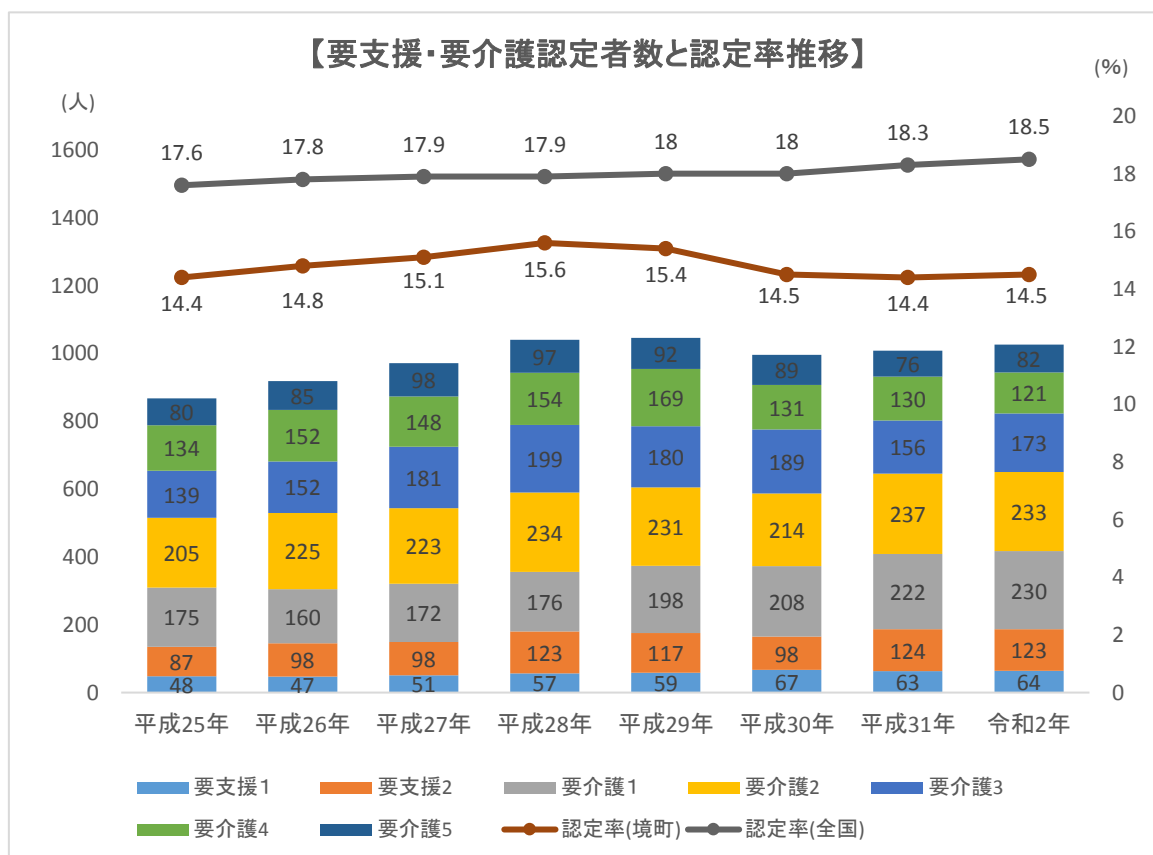
現状と課題

急速な高齢化の進行に伴い、本町では、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年には高齢化率は3割を超えると見込まれています。

本町では、平成12年度から「いつでもやすらぎとやさしさを感じて暮らせるまち」を基本理念として、介護保険事業計画と高齢者福祉計画を一体的に策定し、健康づくりや社会参加の促進を図るとともに、保健・福祉の連携強化によるサービスの向上に取り組んでいます。高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者を地域全体で支えていく体制づくりや支援の充実が求められています。

① 要支援・要介護認定者数と認定率推移

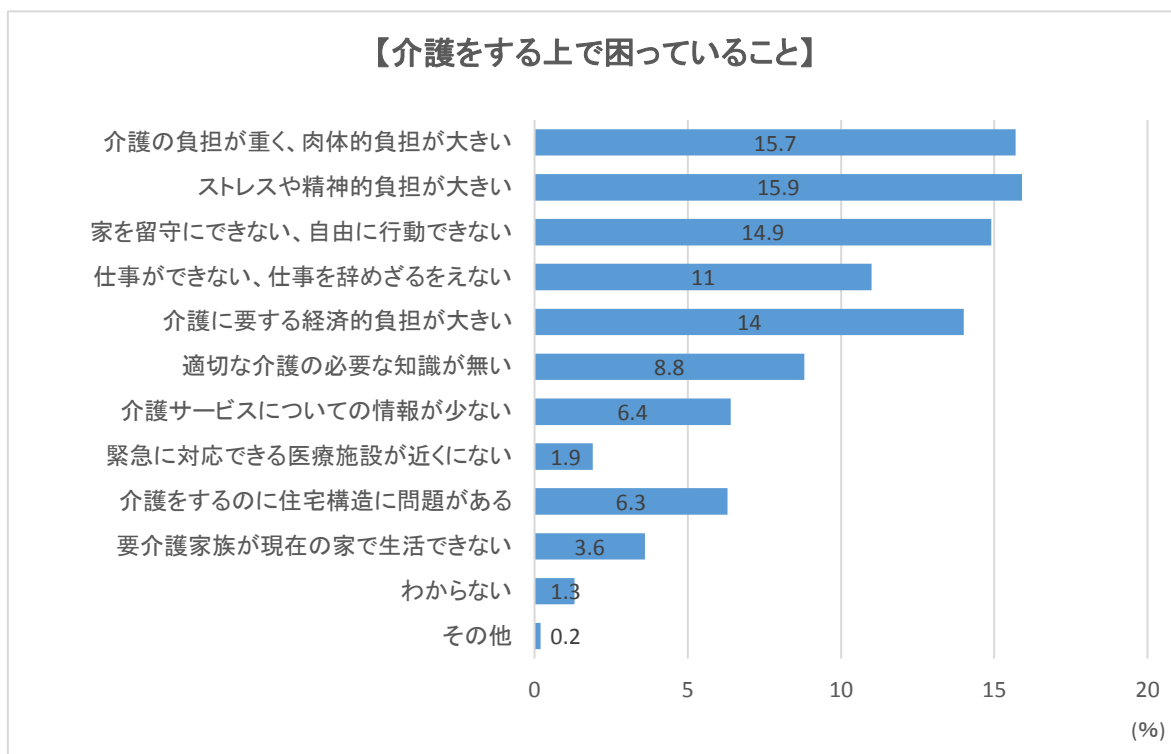
要支援・要介護認定者数と認定率推移を見てみますと、高齢化にともない緩やかな上昇傾向にあります。



出典：介護保険事業報告書(各年年度末現在)

② 介護をする上で困っていること

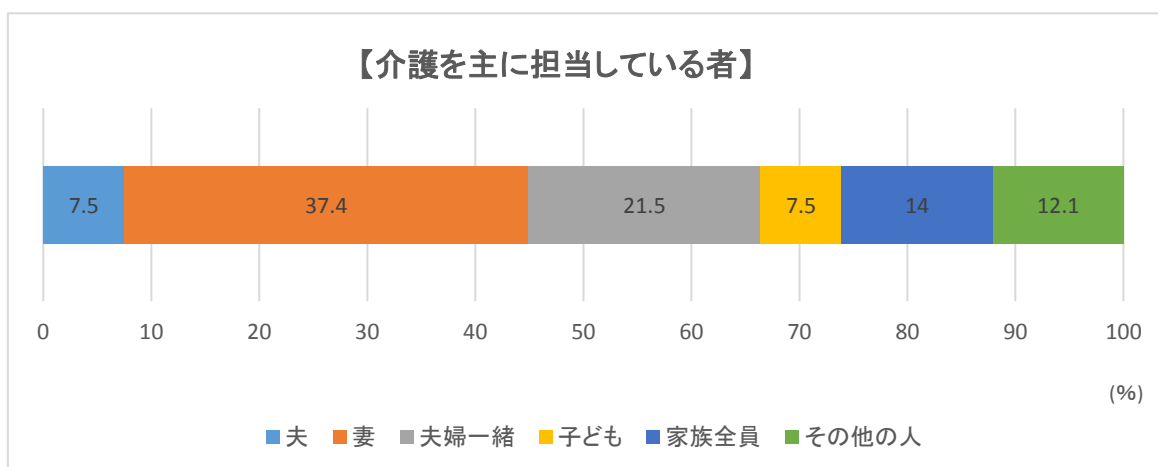
住民アンケートによると、介護をする上で困っていることは「肉体的に」にも、「精神的」にも負担が大きいということが大きな割合を占めています。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)

③ 誰が介護を担当しているか

介護を担当している者は、「妻」「夫」「夫婦」で半数以上を占めています。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)

施 策	施策内容	担 当
介護保険制度の周知	介護保険制度を正しく理解してもらい、安心して老後を過ごせるよう、サービスの内容について、広報紙やパンフレット等による PR 活動や相談体制の充実を図る。	介護福祉課
介護予防対策	地域包括支援センターの充実を図り、地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、高齢者が自ら介護予防に取り組み、自立した生活を続けていけるように、地域全体で高齢者を支え、社会参加の場の充実や多様な生活支援サービスの創出等を支援する。要介護状態に移行する高齢者を少なくする施策の充実や要介護状態になっても安心して暮らせる地域の仕組みづくり、医療、介護、福祉の有機的な連携「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」の効率的な推進・確立を図る。	介護福祉課
生きがい対策への充実	健康増進のためのグラウンド・ゴルフやゲートボール等のスポーツ活動の振興、各種講座、老人クラブ等の充実を図り、高齢者が自ら地域社会の一員として活動に参加できる環境づくりに努める。	介護福祉課 生涯学習課
生活支援サービスの充実	配食サービス事業や緊急通報システム設置管理運営事業等、ひとり暮らし高齢者を支援するとともに、相談事業等在宅で高齢者等を介護している家族に対する支援体制を促進する。	介護福祉課



施策の方向 4-4 障害福祉の理解と支援

現状と課題

障害福祉を取り巻く環境は変化しており、障害のある方の高齢化と重度化、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、障害のあるお子さんへの支援の充実など様々な対応が求められています。また、障害者総合支援法に基づき、障害者福祉施策の基本的な方向性を明らかにした、「境町障害者計画・障害福祉計画」を策定し各種施策を展開しており、計画目標等の実現に向けた取り組みを今後も継続して進めていく必要があります。

施策	施策内容	担当
社会参加への促進	障害者交流センター等と連携し、障害及び障害者に対する正しい理解を深めるため、広報啓発に努める。また、障害福祉サービスや地域行事への参加等の情報提供と社会参加意識の向上に努める。	社会福祉課
日常生活の支援	福祉サービスに関する情報収集や提供する窓口を充実。また、社会福祉協議会と連携し、町民ボランティア活動を促進する。	社会福祉課 社会福祉協議会



施策の方向 4-5 健康づくりへの支援

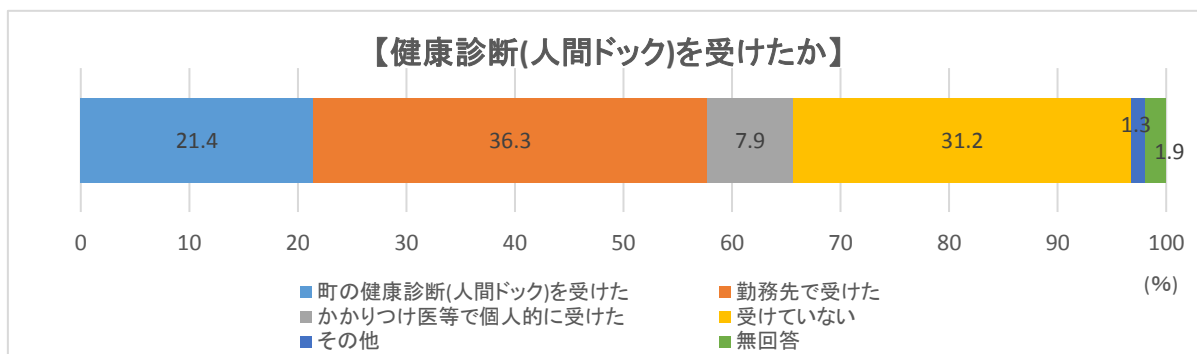
現状と課題

近年、食生活や喫煙・飲酒、運動不足などの生活習慣に起因した、がんや循環器疾患などの疾病、ストレスによる心の病などが増加してきていることから、国では国民の生活習慣の改善など、健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を推進しています。本町においても、生活習慣病の改善や疾病予防など、町民の健康づくりに向けた取り組みを、今後も継続して進めていく必要があります。

また、町民の健康づくりに向けて、意識啓発や各種健診、健康相談などの予防活動を積極的に進めていく必要があります。

① 健康診断(人間ドック)を受けましたか？

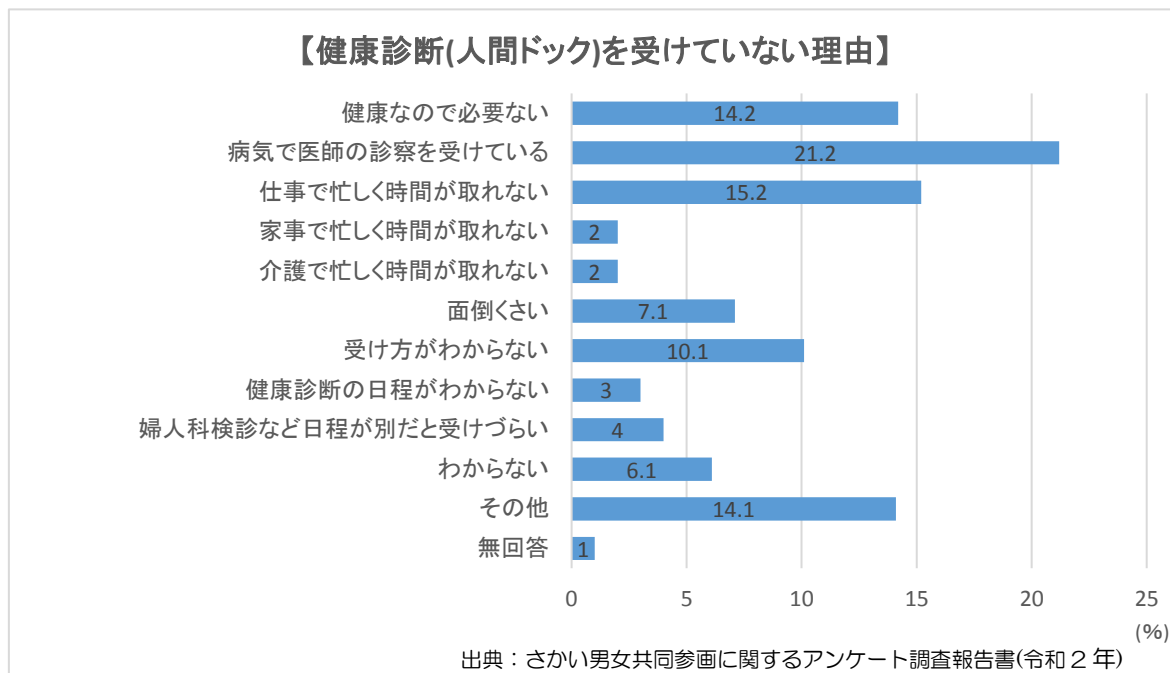
住民アンケートによると、3割以上の方が、健康検査を受けていないことがわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)



② 健康診断(人間ドック)を受けていない理由



施 策	施策内容	担 当
各種健診の充実	各種がん検診、特定健診、婦人科検診、骨粗しょう症検診等の各年代性別に応じた健診を進め疾病予防の機能を高める。	健康推進室
食育の推進	管理栄養士や食生活改善推進委員、ボランティア団体の協力により、手作りおやつ教室やふれあい料理教室等の開催で「食」への関心を高める。	健康推進室
町とDHCによる官民連携事業	境町とDHCによる官民連携事業として、目標を設定登録して、健康生活活動を記録してポイントを貯め、ポイントに応じた健康食品などの商品と交換できる「健幸マイレージ」や高齢者の認知症・脳卒中予防のための「葉酸サプリプロジェクト」、ダイエットをして健康な身体づくりをサポートするための「メタボ脱出プロジェクト」、アレルギーや骨粗しょう症の改善等身体を丈夫にするためのビタミンDを補給する「歩活プロジェクト」等さまざまな健康サポートを行う。また婚姻届を提出した夫婦にサプリメントをプレゼントし健康への意識高揚を図る。	健康推進室

基本目標5 男女共同参画の推進体制づくり

施策の方向5-1 庁内の推進体制の充実

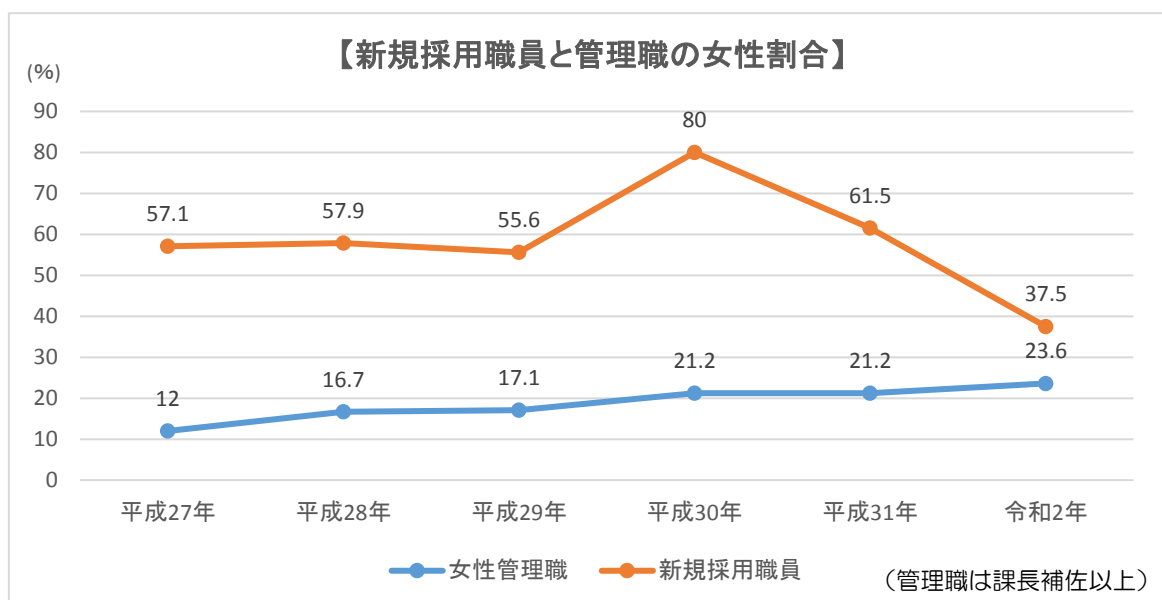
現状と課題

地方分権の進展や少子高齢化、情報化等、社会経済情勢の変化に伴い、行政需要はますます多様化し、内容も複雑で高度なものとなってきており、これらに迅速に対応し、町民の期待に応え得る行政を運営していかなければいけません。継続的に行政組織を見直し、柔軟性のある簡素で効率的な行政組織を構築する必要があります。

また、近年では新規職員採用枠の拡大や女性管理職の割合も5年前に比べ増加していることから、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに応えられるため政策形成能力、専門的な知識など、更なる職員研修の充実と女性の視点からの行政サービスの向上が必要です。

① 新規採用職員と管理職の女性割合

新規採用職員と管理職の女性割合を見てみると、女性管理職の割合が年々高くなってきています。



出典：境町職員調査(各年4月1日現在)

施 策	施策内容	担 当
女性職員の各種研修機関等への積極的派遣	各種研修機関等の情報を職員へ周知し、新たな行政課題と女性ならではの視点や想像力の向上を図る。	総務課
女性職員の庁内研修講師への積極的登用	新規採用職員研修をはじめ、さまざまな研修等の講師を積極的に登用する。	総務課
女性職員の管理職登用促進	管理職登用の促進を図る。	総務課
職員の出向や社会人経験者採用	新規採用職員に民間企業等の社会人経験者を採用することで、多様な経験や技術を持つ人材を登用できる。また、職員を国や県、民間企業等へ出向させることで、新たなキャリアを積むことができる。	総務課
ワーキング委員の配置・活用	庁内各部にワーキング委員を置き、各部の事業実施にあたり、男女共同参画の視点で事業の調整・検討を図る。	人権・協働ハーモニー室

施策の方向5-2 国・県・他市町村・事業所・NPO等との連携強化

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けた計画の確実な実施のため、行政組織内で認識を共有し、計画推進体制の強化を図っていく必要があります。また、行政のみならず広く町民や事業所の理解と協力が不可欠です。

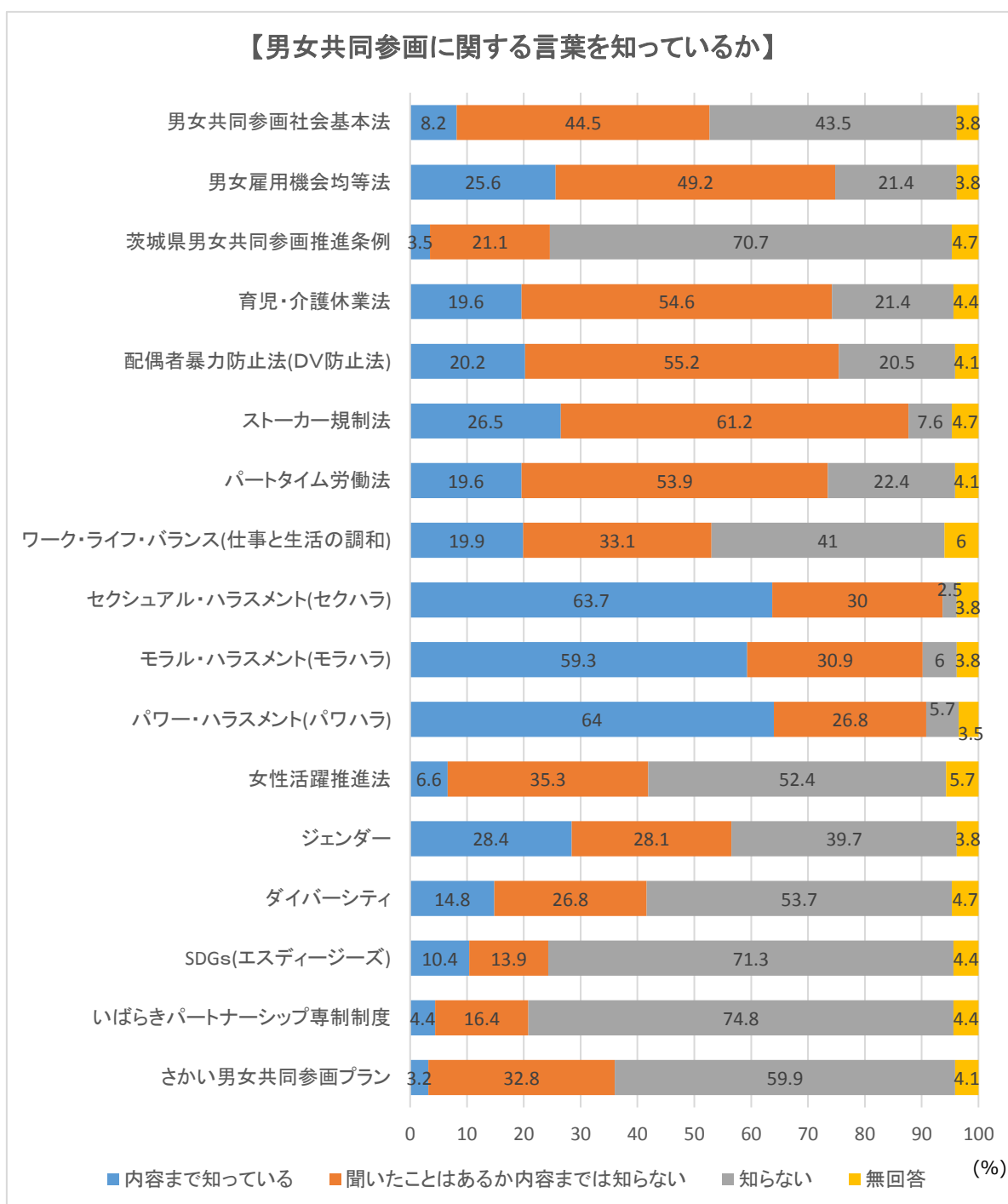
国や県、他の自治体の動向を踏まえ、情報の収集と行政組織内の各部署において男女共同参画を積極的に推進する体制を整備し、事業・業務のあらゆる場面で、女性の視点に配慮した事業実施ができる体制を構築していきます。

町職員の研修機会を充実するとともに町民を対象とする講演会・セミナー等を開催し、計画に対する理解を深め町民と行政の協働を進めます。

また、関係機関、民間団体等との連携と協力を進め、地域全体で男女共同参画の推進に努めます。計画を着実に推進するため、施策の実施状況を把握し、定期的に点検して主要事業の進捗状況の把握に努めていきます。

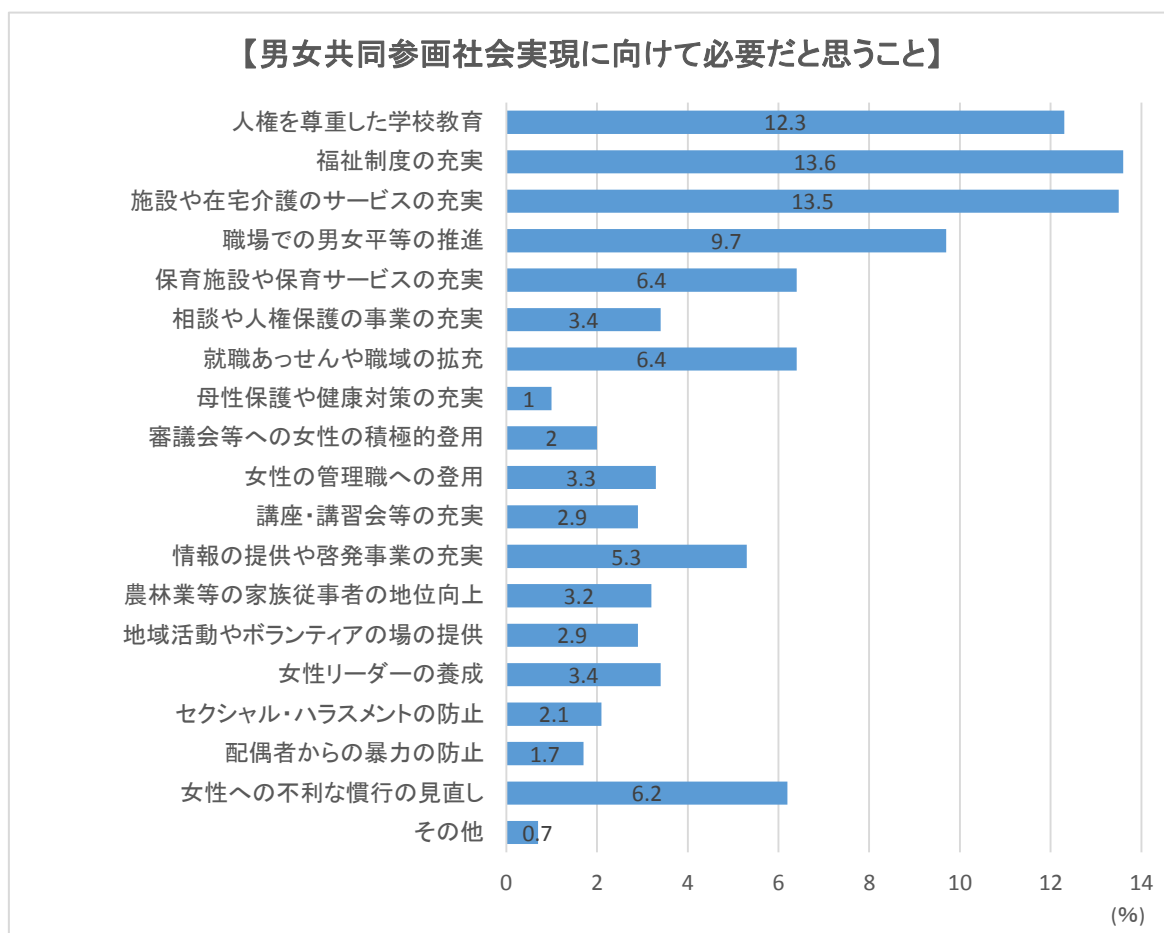
① 男女共同参画に関する言葉を知っているか

住民アンケートによると、ハラスメントに関する言葉は認知度が高いですが、その他については、聞いたことがあっても内容を知らなかったり、全く知らないという回答もあり、啓発活動や情報の提供が必要であることがわかります。



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)

② 男女共同参画社会実現に向けて必要だと思うこと



出典：さかい男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和2年)

施策	施策内容	担当
男女共同参画の推進に向けた団体との連携強化	男女共同参画の視点を持って、実践的活動を進めていくよう町民・事業者・団体への働きかけや活動支援に努める。	人権・協働ハーモニー室
男女共同参画に関する意識調査等による現状の把握	定期的な実施調査及び統計データの収集・整備によりプランを推進していくうえでの基礎資料とし、現状を把握に努める。	人権・協働ハーモニー室
男女共同参画に関わる記事の広報掲載と広報活動の充実	お知らせ版や広報さかい、町のHP等に情報を提供し、有効的に意識啓発を図る。	人権・協働ハーモニー室
国・県・他自治体との連携強化	情報収集や情報交流を図るため、県西ブロック男女共同参画研究会や各自治体で開催される講演会等の積極的な周知や参加等を促し関心を高める。	人権・協働ハーモニー室

